

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成23年3月11日

摂津市議会

目 次

文教常任委員会

3月11日

| | |
|--|----|
| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 | 1 |
| 開会の宣告 | 2 |
| 市長あいさつ | |
| 委員会記録署名委員の指名 | 2 |
| 議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査 | 2 |
| 補足説明（教育総務部長、教育総務部理事、生涯学習部長） | |
| 質疑（安藤薫委員、南野直司委員） | |
| 散会の宣告 | 64 |

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成23年3月11日（金）午前10時 2分 開会
午後 4時39分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

| | | | | | |
|-----|------|------|------|----|------|
| 委員長 | 柴田繁勝 | 副委員長 | 野原 修 | 委員 | 南野直司 |
| 委員 | 渡辺慎吾 | 委員 | 安藤 薫 | | |

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

| | | | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|---------|------|
| 市長 | 森山一正 | 教育長 | 和島 剛 | | |
| 教育総務部長 | 馬場 博 | 同部理事 | 市橋正己 | | |
| 同部次長兼学校教育課長 | 前馬晋策 | 同部参事兼教育研究所長 | 以登田 毅 | | |
| 総務課長 | 岩見賢一郎 | 同課参事 | 日垣智之 | 学務課長 | 大橋徹之 |
| 学校教育課参事 | 谷田 学 | 人権教育室長 | 北橋ひとみ | 教育研究所参事 | 平尾俊次 |
| 生涯学習部長 | 宮部善隆 | 生涯学習スポーツ課長 | 小林寿弘 | 同課参事 | 上 清隆 |
| 青少年課長 | 門川好博 | 市民図書館長 | 池上敦実 | | |

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 寺前和恵

1. 審査案件（審査順）

議案第 1号 平成23年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成22年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分
議案第18号 摂津市民図書館等協議会条例制定の件
議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第25号 摂津市青少年運動広場条例の一部を改正する条例制定の件
議案第19号 摂津市教育センター条例制定の件

(午前10時2分 開会)

○柴田繁勝委員長 ただいまから文教常任委員会を開会します。

理事者から、あいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

先日来、各会派の代表質問等いろいろ御苦勞さまでございました。引き続きまして、本日また委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

きょうは、過日の本会議で当委員会に付託されました所管分について御審議をいただくわけでございますが、どうぞ慎重審議の上、御可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

一たん退席させていただきます。

○柴田繁勝委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩をいたします。

(午前10時3分 休憩)

(午前10時4分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

議案第1号所管分、及び議案第9号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

馬場教育総務部長。

○馬場教育総務部長 それでは、議案第1号、平成23年度摂津市一般会計当初予算のうち、教育総務部総務課及び学務課が所管しております事項につきまして、予算書の事項別明細書の目を追って、その主なものについて補足説明をさせてい

たきます。

まず、歳入でございますが、30ページからの款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目6、教育使用料の主なものといたしましては、幼稚園の入園金及び保育料等となっております。

次に、36ページからの款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目4、教育費国庫補助金の主なものといたしましては、小・中学校の理科教育等設備整備費補助金、それと39ページ、支援教育就学奨励費補助金、幼稚園教育の振興を図るための就園奨励費補助金、とりかい幼稚園の公共下水道供用開始による、排水設備工事に伴う義務教育施設整備費補助金などがございます。

次に、54ページ、款19、諸収入、項3、貸付金元利収入、目1、奨学資金貸付金元金収入は、経済的理由により高等学校等への就学が困難な生徒に対し、貸し付けいたしました奨学資金の償還金となっております。

次に、56ページからの項4、雑入、目2、雑入のうち主なものといたしましては、59ページに記載いたしております小学校の給食物資購入にかかります学校給食費負担金、学校等における事故に備える日本スポーツ振興センター掛金、せつつ幼稚園及びとりかい幼稚園で実施いたします市立幼稚園預かり保育利用料などがございます。

引き続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

162ページをお開きください。

款9、教育費、項1、教育総務費、目1、教育委員会費は、教育委員にかかわる経費となっております。

目2、事務局費は、教育委員会事務局の運営全般にかかわる経費で、職員の人件費を除くその主なものといたしまして、

165ページの報償費は、新入学児童に対するランドセルの購入や、個人登録をいただいている小学校や幼稚園の来訪者受付員等の経費となっております。

同じく需用費は、小学新1年生に貸与する防犯ブザーの購入費や、受付員の制服など安全対策事業にかかる経費、またコピー機やパソコンなどのOA機器や、公用車両の管理経費等となっております。

同ページ、委託料は、児童の通学時における交通安全を確保する交通専従員業務委託料、安全対策事業として、団体登録をいただいている小学校及び幼稚園での来訪者受付員等の委託料などでございます。

使用料及び賃借料の主なものは、支援学校などへ通学する肢体不自由の児童・生徒を対象に、自宅から通学のバス停などまでのタクシーによる送迎経費等でございます。

167ページ、貸付金は、経済的理由により高等学校等への進学が困難な生徒への奨学資金でございます。

次に、168ページから170ページの項2、小学校費、目1、学校管理費は、小学校10校の学校運営のための消耗品費、光熱水費、備品購入費等の経費で、施設の維持管理のための委託点検経費、及び施設や設備の維持補修のための経費となっております。

170ページ、目2、教育振興費は、国庫補助の対象となります理科・算数教材器具購入のための備品購入費、それと経済的理由により就学困難な児童に対する扶助費などでございます。

同ページから172ページにわたります目3、保健衛生費は、学校保健安全法に基づき委嘱いたしております学校医等に対する報酬や、児童・教職員に対する各種健康診断委託料等の経費でございま

す。

続きまして、同ページの目4、学校給食費は、小学校給食に要する経費で、主なものといたしましては、非常勤の給食調理にかかる賃金、給食施設等の維持補修にかかる修繕料、給食食材の材料費、それと鳥飼西小学校及び鳥飼北小学校の給食調理業務にかかる委託料、及び経済的理由により就学困難な児童の給食費に対する扶助費等でございます。

同ページ、目5、支援学級費は、小学校の支援学級の運営経費でございます。

次に、174ページの項3、中学校費、目1、学校管理費は、小学校と同様、中学校5校の管理運営のための消耗品費、光熱水費、備品購入費等の経費、施設の維持管理のための委託点検経費、及び施設や設備の補修のための経費でございます。

続きまして、同ページからの目2、教育振興費は、これも小学校と同様に、国庫補助対象となる教育に必要な備品の購入に要する経費や、経済的理由により就学困難な生徒に対する扶助費などとなっております。

続きまして、176ページ、目3、保健衛生費は、小学校と同様に、学校医等に対する報酬、及び生徒・教職員に対する各種健康診断などの経費でございます。

続きまして、同ページ、目4、支援学級費は、中学校の支援学級の運営経費等でございます。

目5、建設事業費は、第二中学校体育館の耐震補強等工事の実施設計にかかる経費でございます。

同ページからの項4、幼稚園費、目1、幼稚園管理費は、幼稚園3園の運営のための消耗品費、光熱水費、備品購入費等の経費、及び幼稚園施設整備の修繕や保守点検等に要する経費、また平成24年

4月に「(仮称)べふこども園」を開設するために必要なべふ幼稚園の改修工事等にかかる経費や、とりかい幼稚園の公共下水道接続工事の経費などとなっております。

続きまして、180ページ、目2、教育振興費は、幼稚園教育の振興を図るための私立幼稚園就園奨励費補助金、また私立幼稚園園児の保護者に対する保育料の負担軽減のための私立幼稚園園児保護者補助金などでございます。

同ページ、目3、保健衛生費は、小学校、中学校と同様に、園医等に対する報酬及び各種健康診断等の経費となっております。

以上、総務課及び学務課が所管しております、平成23年度一般会計歳入歳出予算についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第5号)でございますが、これにつきましても、教育総務部総務課及び学務課が所管しております事項につきまして、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、8ページの第3表、繰越明許費のうち、所管しております事業について説明をさせていただきます。

まず、款9、教育費、項2、小学校費、小学校耐震補強等事業は、千里丘小学校体育館の耐震補強等工事を行う費用など。次に、小学校給食調理場改善事業は、摂津小学校の給食調理場等の工事の費用、また小学校学習環境改善事業は、すべての小学校の普通教室に設置するエアコンの工事の費用などで、いずれも平成22年度、国の一次補正での、安全・安心な学校づくり交付金の対象となりますことから、国費採択の申請を行い、この3事業にかかります交付金につきまして、平

成23年1月17日付けで交付決定をいただき、今回の補正において計上し、全額を繰り越して執行いたすものでございます。

以上、繰越明許費の説明とさせていただきます。

次に、13ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で目を追って、主なものにつきまして説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、20ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目4、教育費国庫補助金は、先ほどの繰越明許費で御説明させていただきました、千里丘小学校体育館の耐震補強等工事、摂津小学校の給食調理場等工事、全小学校の普通教室に設置するエアコン工事にかかる、安全・安心な学校づくり交付金となっております。

次に、歳出のうち職員の人件費を除く項目につきまして、御説明申し上げます。

66ページ、款9、教育費、項1、教育総務費、目2、事務局費の主な減額は、肢体不自由児童送迎にかかる自動車借上料、及び奨学資金貸付金の対象者の減少などによるものでございます。

次に、68ページ、項2、小学校費のうち目1、学校管理費の増額は、歳入でも御説明させていただきました、全小学校普通教室へのエアコン設置にかかる工事等で、全額を繰り越して平成23年度に執行するものでございます。

目4、学校給食費の増額は、摂津小学校給食調理場改修等にかかる工事費で、これもエアコン工事と同様、全額を繰り越して平成23年度に執行するものでございます。

目6、建設事業費の増額は、千里丘小学校体育館の耐震等補強工事にかかる工事請負費で、これも先ほど述べました二つの事業同様、全額を繰り越して平成2

3年度に執行するものでございます。

次に、70ページ、項3、中学校費、目1、学校管理費の減額につきましては、事業精査及び入札差金に伴う不用額となっております。

目2、教育振興費の増額は、要保護及び準要保護生徒に対する扶助費で、対象世帯の増加などに伴うものでございます。

次に、同ページの項4、幼稚園費の減額につきましては、入札による執行差金及びべふ幼稚園の改修工事に伴い、仮園舎の建築を予定いたしておりましたが、隣接する別府小学校の教室等を利用することとなりましたので、建築が不要となったものでございます。

以上、平成22年度摂津市一般会計補正予算のうち、教育総務部総務課及び学務課にかかわります補正予算の補足説明とさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 続いて、市橋教育総務部理事のほうから説明をお願いします。

○市橋教育総務部理事 それでは、議案第1号、平成23年度摂津市一般会計当初予算のうち、教育総務部学校教育課人権教育室教育研究所が所管しております事項につきまして、予算書の事項別明細書の目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、48ページの款15、府支出金、項2、府補助金、目8、教育費府補助金の主なものとしたしましては、49ページのスクールガード・リーダー配置事業及び使える英語プロジェクト事業補助金でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

引き続きまして、歳出について御説明申し上げます。

166ページをお開きください。

款9、教育費、項1、教育総務費、目

3、教育研究所費は、教育研究所の運営にかかわる経費でございます。

主なものとしたしましては、不登校や家庭問題など、さまざまな問題事象への教育相談等に要する経費で、スクールカウンセラーにかかわる教育指導嘱託員報酬、職員研修等に要する報償費などでございます。

同ページから168ページにわたります目4、教育指導費は、教育指導並びに職員の資質向上を図るための研修経費などでございます。

主なものとしたしましては、各学校にサポートチームをつくり、子育ての悩みや不安を持たれている家庭に対する、具体的な支援を行う学校・家庭連携支援モデル事業にかかわる家庭教育相談員の賃金、子どもたちが主体的に本を親しめるよう全小・中学校に配置する学校読書活動推進サポーターにかかる賃金、同じく全小学校に新1年生がスムーズに学校生活になじめるよう配置する学級補助員にかかる賃金、児童・生徒の家庭学習習慣の定着と学力向上を図るための学習サポーターに要する報償費、国際理解教育のための小・中学校の英語指導助手派遣にかかわる委託料や研究学校園、教育関係団体等への補助金などでございます。

168ページの日5、教育推進費は、中国帰国子女等の日本語指導のための講師派遣にかかる経費が主なものでございます。

目6、人権教育指導費は、教育研究会負担金などがその主なものでございます。

次に、171ページの項2、小学校費、目1、学校管理費のうち、委託料の小学校パソコン保守委託料は、教育用及び公務用パソコンの保守経費でございます。

次に、175ページの項3、中学校費、目1、学校管理費のうち委託料の中学校

パソコン保守委託料は、小学校と同様、教育用及び公務用パソコンの保守経費でございます。

以上、学校教育課人権教育室教育研究所が所管しております、平成23年度一般会計歳入歳出予算についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成22年度摂津市一般会計補正予算（第5号）のうち学校教育課人権教育室教育研究所が所管しております事項につきまして、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、22ページをお開きください。

款15、府支出金、項2、府補助金、目8、教育費府補助金につきましては、市町村支援運動部活動外部指導者派遣事業補助金、まなび舎Youth補助金、スクールガード・リーダー配置事業補助金は、ともに事業の額の確定に伴いまして減額するものでございます。

続きまして、歳出の項目につきまして御説明申し上げます。

66ページをお開きください。

同ページから68ページにわたります款9、教育費、項1、教育総務費、目4、教育指導費の減額は、事業査定や事業確定による執行差金によるものでございます。

次に、68ページ、目5、教育推進費及び目6、人権教育指導費の減額につきましても、事業の精査によるものでございます。

以上、平成22年度摂津市一般会計補正予算のうち、学校教育課人権教育室教育研究所にかかります補足説明とさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 それでは、続いて宮部生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 続きまして、議案第1号、平成23年度摂津市一般会計当初予算のうち、生涯学習部にかかります部分につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、30ページをお開きください。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目6、教育使用料は、青少年運動広場、温水プール、体育館など、市立体育施設や学校体育施設、公民館などの使用料及び学童保育室の保育料でございます。

味舌体育館の閉館に伴い減収となりますが、その分の他の体育館へのシフトや、青少年運動広場のナイター使用料の増収等を見込み、前年度に比べ99万2,000円の増となっております。

次に、46ページをお開きください。

款15、府支出金、項2、府補助金、目8、教育費府補助金の主なものといたしましては、学童保育室運営に対する放課後児童健全育成事業費補助金は、算定方法の変更により、前年度と比べ1,044万7,000円の増となっております。

続いて、49ページの学校・家庭・地域連携教育支援事業補助金は、前年度までございました放課後子ども教室や学校支援地域本部事業に対する、放課後子ども教室推進事業補助金及び学校支援地域本部事業補助金について、各地域の実情に応じて支援できるよう一本化し、地域教育力の向上を図るものでございます。

子育て支援のための拠点施設整備費補助金は、平成23年度に新設いたします摂津学童保育室の整備に対する補助金でございます。

次に、58ページをお開きください。

款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入は、水泳教室、体育館など各種教室の参加費や摂津音楽祭などの審査料、青少年リーダーを養成するチャレンジャークラブの参加負担金などでございます。

続きまして、歳出でございますが、180ページをお開きください。

款9、教育費、項5、社会教育費、目1、社会教育総務費は、社会教育委員報酬など、社会教育の一般的事務にかかる経費でございます。

次に、182ページ、目2、文化振興費は、せつ生涯学習大学講師報償金や市美術展、演劇祭、摂津音楽祭、生涯学習フェスティバルなど、各種文化振興事業にかかる経費でございます。

次に、同ページからの目3、青少年対策費は、青少年指導員の活動や学童保育室の運営、こどもフェスティバル、成人祭、チャレンジャークラブ、及び放課後子ども教室など、青少年の健全育成にかかる経費でございます。

185ページでは、工事請負費として、摂津学童保育室新築工事費を計上いたしております。

次に、184ページ、目4、公民教育費は、生涯学習まちづくり推進市民会議にかかる報償費や家庭教育学級の開催などにかかる経費でございます。

次に、同ページからの目5、公民館費は、市立公民館5館の館長報酬、各公民館に配置されている社会教育指導嘱託員報酬や各種講座、公民館祭りの開催など、公民館運営にかかる経費でございます。

次に、186ページからの目6、文化財保護費は、文化財保護審議会の開催のほか、埋蔵文化財、民具等を教育研究所で保管するため経費や、第6集会所を文化財として記録保存し、活用に向けて行う調査費など、市内文化財の調査・研究・

保存にかかる経費でございます。

次に、188ページの項6、図書館費、目1、図書館総務費は、市民図書館等協議会委員報酬のほかは、市史編さん嘱託員、市史編さん委員報酬など、新修摂津市史編さんにかかる経費でございます。

次に、190ページの日2、図書館管理費は、市民図書館及び鳥飼図書センターの指定管理料のほか、複数年契約等で市が直接契約する建物維持管理料や図書館電算システムなど、市民図書館等の管理運営にかかる経費でございます。

図書購入費につきましては、平成22年度第5号補正分と合わせて、前年度と比べ255万4,000円の増となっております。

次に、同ページからの項7、保健体育費、目1、保健体育総務費は、体育指導委員の活動や大阪府体育連合など、各種社会体育団体に対する負担金などにかかる経費でございます。

また、193ページは、新たに平成23年度より導入いたします市内スポーツ施設の予約システム導入経費を計上いたしております。

次に、192ページ、目2、体育振興費は、市長杯総合スポーツ大会など市主催スポーツ事業や体育協会など、社会体育団体が実施するスポーツ事業及び地区市民体育祭実施にかかる経費でございます。

次に、同ページからの目3、体育施設費は、温水プール屋根防水改修工事等にかかる修繕料及び市立体育館等、各種スポーツ施設の指定管理委託料のほかスポーツセンターの管理委託料、味生体育館用地の借上料など、体育施設の管理運営にかかる経費でございます。

以上、生涯学習部にかかわります、平成23年度当初予算の補足説明とさせて

いただきます。

続きまして、議案第9号、平成22年度摂津市一般会計補正予算（第5号）のうち、生涯学習部にかかわります部分につきまして、補足説明をさせていただきます。

8ページをお開きください。

第3表 繰越明許費のうち、生涯学習部にかかわります事業について、説明をさせていただきます。

まず、款9、教育費、項5、社会教育費、公民館施設改修事業は、新鳥飼公民館の高圧受電設備更新にかかる経費で、平成22年度、国の一次補正での、きめ細かな交付金の対象となりますことから、今回の補正において計上し、全額を繰り越して執行いたすものでございます。

項6、図書館費、図書館施設管理事業は、市民図書館の屋上防水工事など施設の維持補修にかかる経費で、同じく平成22年度、国の一次補正での、住民生活に光をそそぐ交付金の対象となりますことから、今回の補正に計上し、全額を繰り越して執行いたすものでございます。

以上、繰越明許費の説明とさせていただきます。

次に、13ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書のうち歳出について、目を追って主なものについて説明させていただきます。

70ページをお開きください。

同ページからの目3、青少年対策費の主な減額は、学童保育室補助指導員の配置人数減に伴う賃金の減額、平成23年度摂津学童保育室新築工事に伴い、現行の余裕教室改修工事を見送ったことによる減額のほか、放課後子ども教室運営委託料など、事業精査によるものでございます。

72ページの目5、公民館費につつま

しては、事業精査による減額と、増額分は新鳥飼公民館の高圧受電設備更新にかかる経費で、歳入で御説明いたしました、きめ細かな交付金の対象となっており、全額を繰り越して平成23年度に執行するものでございます。

次に、74ページ、項6、図書館費、目2、図書館管理費の増額につきましては、市民図書館の屋上防水工事などの改修費で、この事業につきましても、歳入で御説明させていただきました、住民生活に光をそそぐ交付金の対象となっており、全額を繰り越して平成23年度に執行するものでございます。

備品購入費の増額は、同じく、住民生活に光をそそぐ交付金の対象となることから、図書を追加購入させていただくものでございます。

次に、同ページ、項7、保健体育費、目2、体育振興費の減額につきましては、地区市民体育祭実行委員会などへの補助金の不用額によるものでございます。

次に、目3、体育施設費の減額につきましては、入札差金に伴う不用額などでございます。

以上、生涯学習部にかかわります補正予算の補足説明とさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 説明が終わり、これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をしてどうぞ。

安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

それでは、議案第1号の平成23年度一般会計予算と第9号の補正予算について、幾つか御質問させていただきます。

最初に、府の補助金と摂津市の事業にかかわってのことです。

予算書でいいますと46ページからに当たると思うんですけども、大阪府のほうからの補助金がゼロといえますか廃

止というんでしょうか、なくなっているものが幾つかございます。

例えば、学校安全交付金に800万円。それから、先ほども御説明がありましたけれども、市町村支援運動部活動外部指導者派遣事業50万円、今回の補正で35万5,000円が減額されておりますけれども、これも項目がなくなっています。まなび舎Youth補助金、これも今回の補正第5号で25万8,000円の減額にはなっておりますが、53万円の当初予算が平成23年度の当初からは項目がなくなっていると。その他市町村支援プロジェクト事業、放課後子ども教室推進事業、学校支援地域本部事業、中学校夜間学級就学援助費などなど、多くの補助金の項目がなくなっていること。それから、こうした項目に対応した市の事業との関係で、継続されるもの、廃止になるもの、そういったものについて御説明いただきたいと思っております。

今、御説明いただいた中で、新しい学校・家庭・地域連携教育支援事業の御説明の中で、放課後子ども教室推進事業と学校支援地域本部事業というのは統合されたということでございますので、その点は、統合した学校・家庭・地域連携教育支援事業、新しい項目の名前になっておりますけれども、中身そのものが変わっているのかどうか、その点も含めて教えていただけたらと思っております。

それから、平成23年度からの新たな補助金として、使える英語プロジェクト事業が、新規事業として入れられています。モデル中学校区に、ネイティブスピーカーの先生を派遣するというモデル事業だということですが、この点についても少し御説明をいただけたらと思っております。

平成22年度は、小学校の英語活動に

ついて、一定、研究委嘱校ということで、小学校英語の推進事業として入っております。今回、これも抜けておるわけなんですけれども、今度は中学校ということで、その辺のかかわりですとか、つながりですとか、そういったものがありましたら教えてください。

それから、青少年課にかかわる権限移譲交付金、この大阪府からの権限移譲の中身についてお教えいただけたらと思っております。

補助金にかかわることについては、以上です。

続いて、同じく歳入で、使用料の点でちょっとお聞かせいただきたいと思っております。項目には余り触れられておりませんが、新年度から公共施設の駐車場の有料化が検討されていると伺いますか、小川駐車場につきましては、減免が廃止をされてきたということですが、柳田テニスコートの利用者の方々の車の利用者の方の負担が出てくるということになると思っております。この点、社会教育施設、体育施設という利用者の利便性とかかわるものがありますので、どのような協議がなされたのか、教えていただきたいということ。

それから、あわせて今後、市役所の駐車場の有料化がことし検討されるというようなお話をお伺いしておるわけなんです。体育施設や社会教育施設の駐車場の件についても、どのようにお考えになっておられるのか、お聞かせいただけたらと思っております。

使用料については、以上です。

続いて、今度は予算概要のほうで、できる限りページを言いながらお聞きしたいなと思うんですけれども、予算概要の108ページになります。その中で幾つかお聞きしたいんですが、一つは、学力

定着度調査委託料についてです。

前年度と比べますと10万3,000円の減ということであります。前年から、これまで市独自でやってきた学力定着度テストをやめて、全国学力・学習状況調査、全国学力テストに抽出調査になったということでありましたけれども、これは希望者、摂津の場合、すべて学校が希望をして参加をして、その採点などを委託する使い方に切りかわったというような御説明をいただけてきました。今回の、この10万3,000円というのは減額ですね、減額分はどういった中身になるのか、お聞かせいただきたいと思います。

同時に、補正のほうでも平成22年度、47万5,000円の減額になっておりますけれども、その点、この採点の委託について、何か減額となるような理由があったのかどうかということについて、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、全国学力調査テストについては、この間もいろいろ御意見を申し上げ、議論もさせてきていただきました。今回、また希望校を募るといふような形になるのかなと思うんですけれども、ことし4月19日だったかと思いますが、また実施される予定と聞いておりますが、ことしの摂津市の学校の参加をどのようにされるのか、その点もお聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、何回もお聞きして恐縮なんですけれども、この全国学力テスト、その大きな目的を改めてお聞かせください。

学力定着度調査の質問は、以上です。

続いて、概要の110ページになりますが、新規で教育関係団体補助金事業930万円、ちょっと大きな額が新規で出ております。あらかじめお聞きしましたところ、これまでの教育関係団体に対する補助金を、ここに一つにまとめたもの

だということではありますが、その意図ですね、それからどのような考えがあるのか、お教えいただきたいと思います。

続いて、教育研究所にかかわることで、概要の106ページに戻りますが、お聞きしたいと思います。

教育相談事業で、前年比で235万6,000円増の1,787万8,000円が教育相談事業として計上されておりますが、この不登校の問題、非常に深刻だと思いますが、その実態、予算増額についてのかかわり、それから現状の不登校の主な原因であるとか、それから不登校に対する対策と申しますか、それに対応の到達点についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、学校教育にかかわってきますが、これは代表質問でも御質問をさせてもらっていますが、国旗・国歌の指導についてお聞かせいただけたらと思います。

毎回、代表質問や決算の反対討論等で、日の丸・君が代の問題、国旗・国歌の問題については、意見を申し上げさせていただいているわけですが、学習指導要領に基づいて国旗・国歌の指導を行うと。卒業式、入学式も学習指導要領に基づいて国旗掲揚、国歌斉唱を指導するというような御説明をされてきました。通常の指導方法でやることについては、押しつけにならないというようなことで御説明をいただけてきたわけですが、学習指導要領の位置付けと、それから国旗・国歌の意義を理解させ、尊重する態度を身につけるといふことは、具体的にどういうことをされようとしているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

国旗掲揚と国歌斉唱が、尊重するという心の中にまで立ち入っていく指導となるのかどうか、憲法19条の思想・良心

の自由に照らして見解をお聞きしたいと思ひます。

次に、学務課にかかわって少しお伺ひしたいと思ひます。

概要でいきますと、112ページ、それから116ページと就学援助金の問題です。

小学校、中学校ともに就学援助金の扶助費等が入られています。ちょっと行ったり来たりしますが、補正予算のほうでいきますと、70ページに中学校の就学援助扶助費が977万6,000円の増額となっています。対象者がふえてきたということではありますが、今後の見通しですね、新年度予算の就学援助の対象者の推移について、どのように見ておられるのか、お聞かせいただきたいこと。

それから、これも代表質問の中で弘議員のほうから質問させていただいて、御答弁もいただいておりますが、第4次行革の中で、この就学援助の見直しが検討されていると。その御答弁の中で、昨今の経済状況であるとか、それから民間給与所得者の低所得化、それから現在の就学援助金制度の中の援助費の中身ですね、同時に、実際の義務教育にかかる諸経費、総合的に勘案をしていくというような御説明でありましたが、その点、経済状況と低所得化というのはどのような分析をされて、どのような見直しの方向性を持っていくのか、それから見直し検討を進めるのであれば、どういったスケジュールで、またどのようなところで議論をして決定をしていくのか、その点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、就学援助については、その現状と見通しなんですけれども、現状の認定率もあわせてお聞きしておきたいと思ひます。

次に、給食にかかわってでございます。

補正予算で68ページに摂津小学校の給食調理室の建設の予算が組まれています。これは、安全・安心な学校づくり交付金、繰越事業となっております。平成23年度に工事をされるということではありますが、まず、今ある味舌体育館の解体から工事完成に向けてのスケジュールと、それから工事中の安全対策をどのようにされるのか。

特に、味舌体育館というと、摂津小学校の正門のすぐ横ということ。それから、通学してくる子どもたちが通る学校の前の道というのは非常に狭いですよね。その辺の安全対策等、配慮が必要かと思ひますが、お聞かせいただきたい。

同時に、新しくつくられていくということで、ドライ化の調理場になると思ひますけれども、市内の給食調理室のドライ化率はどうなっているのか。今後のドライ化を進めていく方向性、予定などをお聞かせいただきたいと思ひます。

そして、調理器具等も入れ替えも更新もあるかと思ひます。以前、コンベンションチームオープンですか、結構、高額な調理器具も各校に順次入れていくということでありましたけれども、その点の配置事業についても参考にお聞かせください。

同じく給食にかかわってですが、概要の114ページにあります、これも毎回、委員会で論議もさせていただいたり、意見を申し上げてきておりますが、民間委託の問題とかかわってお聞かせいただきたいと思ひますけれども、給食調理員のパート賃金が209万8,000円、前年からふえています。調理業務委託料につきましては、鳥飼西小学校が今度、更新をされておられた関係もあるのかと思ひますが、294万1,000円の減額になっています。

それでは、正規の調理員の数とそれから人件費、2007年からでしたか、給食調理の民間委託がはじまってからの推移もどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、民間委託でやっていただくということでは、やはり、安全・安心の給食を保障していくということで、検証会議が鳥飼北・鳥飼西小学校ともに年に1回行われていると思いますが、契約や仕様書どおり行われているのか、調理員の正規比率や勤務期間などについて、市教委側のほうがきちんと把握をしながら検証を行っているのか、検証の中身について、そしてその中身が今のままでいいのかどうかについて、お聞かせいただきたいと思います。

それから、調理員の退職者の見込みですね、民間委託が退職者不補充という定数管理の方針のもとで、リンクしているということで御説明をいただいてきたわけで、退職者がどのような見込みになっていて、今後民間委託は、拡大していくというような御答弁が代表質問でもありましたけれども、どんな形でどこでやっていくのかなど、そういう中長期的な計画がありましたらお教えてください。

続いて、小学校のエアコン設置、これは補正のほうになります、安全・安心な学校づくり交付金によって、全小学校の普通教室にエアコンが設置されるということでもあります。これについては、昨年の猛暑の中で、子どもたちが本当に劣悪なというんですか、本当に大変な状況の中で学習をしなければいけないと。自宅に帰ればクーラーがある。そういう生活の中で、ああいう暑い教室の中で熱中症に注意しながら、とても学習に集中できないというような状況がありました。保護者も子どもも学校現場からも、何と

かクーラーをという本当に切実な願いがあったわけですが、今回、いろいろ財政が大変な中で交付金を活用し、市債も活用し取り組まれたことについては、大変評価できるものだと思っております。

このエアコンの設置についてですけれども、中学校のときもそうだったと思いますが、設置のスケジュール、何回も御答弁をいただいておりますが、改めて確認の意味でお聞かせいただきたいと思います。夏休みの工事の安全対策ですね、夏休みでも学童が来ましたり、運動場を利用されているスポーツのクラブの方々がいっぱいいます。学校開放委員会で体育館を利用されているの方々、土日になりましたら車で来られたりしますけれども、車の置くスペースの問題ですとか、そういったそれぞれの学校の配慮ですね、10校もありますから大変なんですけれども、その点のことについてどうお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

でも、あわせてお聞きしておきますが、エアコンは設置できてありがたいんですが、実はことしの夏はクーラーは間に合わないというような御説明でもありました。となりますと、ことしの夏の猛暑対策ということも、今のうちから検討しておく必要があるんじゃないかなと思います。

去年は急遽、公民館で地域の高齢者の方々など、エアコンのないお家の方々の避難場所を設定されるなど、市としての緊急対策が打たれましたけれども、学校での緊急対策やそれから熱中症対策とかについて去年の経験を生かして、あらかじめ準備をしていく必要があるかと思いますが、その点の現段階のお考え、計画をお聞かせいただきたいと思います。

続いて、こども園の設置事業になりま

す。

べふのこども園がいよいよ平成24年4月、オープンになっていくということで、この間幼保連携であるとか、いろいろ現場レベルで、交流であるとか研修が行われてきたと聞いておりますが、いよいよあと1年と迫った状況で、具体的に幼稚園と保育所を一つにしての運営をどのようにされていくのか、具体的な指針であるとかビジョンであるとかいうものができているのかどうか。

それから、工事中の仮園舎は必要なくなったということであれば、その工事のときの幼稚園児の安全であるとか、それから保育についてどのように行われるのか、お聞かせください。

次に、学童保育についてお聞きします。

補正予算で70ページになりますが、学童保育室指導員等賃金が3,000万円の減額となります。当初予算が1億8,000万円ですから、約16.7%の減額ということで、非常に大きな減額となります。

昨年のこの予算議会で、5,000万円だったかと思いますが、減額となって支援をしている児童が学童保育室への入室になるのかどうか、そういった情報を集めるのも難しいということはあるとはいえ、大きな減額がなされるということについて、どのようにお考えになっているのか。

昨年より減額が減っているということは、精査をより進めた結果なのかなと、いい意味で想像しているわけですけど、その点のお考えをお聞かせいただきたいなと思います。

あわせて、学童保育は一斉受付が1月末に終了したということで、現段階で4月からの学童保育室に入れないうち、待機児の現段階の状況、それからあわせ

て、障害をお持ちで支援が必要とされている方が待機の中に含まれているのかどうかということも、お聞かせください。

次に、図書館についてお聞きしたいと思います。

これも、この間の委員会等で御意見を申し上げてまいりました。いよいよ4月から、指定管理者制度がスタートするということでもあります。この委員会の中でも、指定管理にかかわって総務省の考え方も少しずつ変化してきているということで、いろいろ御意見を申し上げてきて、単に価格が安いからということではなくて、公の施設の運営にとって本当に必要なかどうか、それから市民的に透明性を図って、情報の共有化も図ってやっていく。さまざまな留意事項にのっとってやってもらう必要があるということで、意見を申し上げてきたわけですが、昨年末、総務省自治行政局長名で指定管理者制度の運用についての通知が出されました。指定管理者制度の導入について、この図書館について改めて適正といえるかどうか、お聞きしておきたいと思います。

そして、この4月からいよいよスタートする図書館流通センターを指定管理者として行う図書館の運営、鳥飼図書館センターの運営について問題等がないかどうか、引き継ぎのところがどんな状況になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、指定管理にする際に、これも議論の対象になっておりましたが、これまで市民図書館や鳥飼図書館センターで働いてこられた非常勤職員であるとか行政パートナー、それから鳥飼図書館センターでいえば施設管理公社の職員4名ですね、いずれの方も司書資格を持っておられる方々であります。この方々の雇用の問題ですね、市が継続して新たなTRC、

図書館流通センターへの継続雇用をお願いするというようなお話でありましたが、その後の継続雇用であるとか再雇用の状況はどんなふうになっているのか、把握していらっしゃるのかどうかもお聞かせください。

読み聞かせのボランティアなどとの打ち合わせなども既にもう進んできているのかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

それから、交付金を財源として図書購入費が補正予算で170万円組まれていますし、新年度でも、前年比でいくと85万円ほどアップして、市民図書館で990万6,000円、鳥飼図書センターで556万6,000円という予算化がされております。蔵書をふやしてほしいという市民の声にこたえたというような形なのかなと思ひますが、この図書の購入について、選書をどのようにされるのか。

ちょうど指定管理者と直営との端境期にもなるかと思ひますが、お聞かせいただきたいと思ひますし、これまで地元の本屋の振興ということで、地元の本屋の協会を経由したり、通したりしての図書の購入も行われてきたかと思ひますが、今回もそのようなやり方が続けられるかどうか、お聞かせをいただけたらなと思ひます。

次に、文化財保護についていきます。

概要の130ページに幾つかの文化財保護にかかわる事業予算が含まれています。埋蔵文化財調査事業、それから文化財保存継承事業、ともに前年比を上回る予算が組まれています。その増額についてどんな事業を行っているのか、第6集会所の保存というお話もこの間、御説明いただきましたけれども、その点をお聞かせいただきたいと思ひますし、

明和池遺跡についても、昨年、弥生後期の遺物というんでしょうか、それから建物跡の遺跡等が発掘されたということでもあります。この保存方法であるとか、出てきた埋蔵物の保存や展示ということについて、新年度はどうお考えなのかあわせてお聞きしておきたいと思ひます。

それから、旧教育研究所の活用についてですが、民具や農具の保管場所というふうに説明をずっと受けてきているんですけども、本当にそれだけでいいのかどうか。せっかく文化財保護条例というものがつくられて、摂津に住んでおられる方が、この地のかつての人たちの暮らしぶりというのを知るのには、子どもたちにとっても非常に重要なことだと思ひますが、そういう展示であるとか、啓発のことについても活用できるのではないかと思ひますが、そのお考えはないのか、お聞かせください。

最後の項目になりますが、機構改革にかかわってお聞きしておきたいと思ひます。

新年度から機構改革によって教育委員会がかなり大きく組織も変更します。それから、保育園の仕事についてもこども育成課から一緒に、トータルで統合的に所管していくということになると説明を受けてまいりました。そのこども育成課、保育所とそれから幼稚園であるとか学校であるとか、今まで所管の官庁、厚生労働省と文部科学省の違いであるとか、それから保育の指針の違いですとか、いろいろやり方の違いもあると思ひます。今まで1階で市民に非常に近い窓口から6階に上がるというお話も聞いておりますが、その点の移行の手続がどのようにされているのか、スムーズな移行ができるかどうか、その点の状況をお聞かせいただきたいと思ひます。

あわせて、こども育成課の1階の窓口というのはカウンターが低くて、訪れる相談の市民の方々と座って対面して、いろいろ相談に乗られます。もちろん相談している内容について、通る方々や隣の方に余り聞こえないようにということで、プライバシーを配慮した相談室をということを私たちは求めてきたわけなんです。教育委員会のほうへ行きますと、現状ではカウンターはこういう高い事務的なもので、なかなか相談に来て対応する場所というのは余りなかったように感じておりますが、今回、窓口の改善について考えておられるのかどうか、お聞きしたいなと思います。

それから、教育センターですね、これは条例がありますから、また条例の審議でもやればいいのかと思います。機構改革によって教育センター所長と次世代育成部長とが兼任されるということについて、事務の齟齬であるとか行き違いですとか、非効率な面が発生しないかどうかということについても一緒にお聞かせください。

○柴田繁勝委員長 それでは、答弁を求めます。

岩見課長。

○岩見総務課長 それではまず、はじめの大阪府補助金についての御質問について、私の担当しております分についてお答えさせていただきます。

学校安全交付金というものが本年度で打ち切りということで、大阪府から以前より聞いておりますけれども、本市の場合、大阪府の交付金は以前は補助金でございましたけれども、その創設よりも1年早い平成16年度から、この受付室というものを設置して、子どもの安全を見守っておるところでございます。

したがって、今回この大阪府の交

付金が終了といたしますか、なくなりましても、今後も引き続き市民・地域の方々のお力をお借りして、ボランティアで受付室を引き続き、子どもの安全を続けていきたいと、そのように考えております。

交付金については、以上でございます。

続いて、エアコン設置のスケジュールとその安全対策等ということでの御質問にお答えいたします。

設置のスケジュールにつきましては、今現在、実施設計を行っておるところでございますけれども、この3月末にはそれを終了させ、事前審査の上、入札の手続を4月早々から進めてまいりたいと考えております。

聞いておりますのは、一般競争入札ということでございます。5月末には入札を行っていただき、6月の議会におきまして、工事請負契約の締結の議案提出ということで進めてまいりたいと考えております。

なお、工事につきましては、その議決後になります。予定といたしまして、11月の下旬を予定しております。本格稼働が冬場、12月早々の暖房からということで予定をしております。

あと、その安全対策ということでございますけれども、夏休みの間におきましても、学童保育等の子どもたちがおります。当然、工事業者とも工事エリアを区別して、子どもたちの安全を第一に配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

ただ、特に摂津小学校と千里丘小学校につきましては、他の大きな工事、給食調理場の工事と、千里丘小学校につきましては体育館の耐震工事が入ります。これはかなり輻輳することになるかと思っておりますけれども、その点、業者が選定された後、業者とも調整を図りながら、安

全を第一に進めてまいりたいと考えております。

したがいまして、学校開放等、グラウンドが使用できない期間が一定期間生じますけれども、その点につきましては、子どもたちの学習環境の改善、また学校の安全・安心ということでの工事でございますので、御辛抱いただき御協力を願いたいというふうに考えております。

私のほうからは、以上でございます。

あと、夏の熱中症対策につきましては、学務課長のほうから答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○柴田繁勝委員長 前馬次長。

○前馬教育総務部次長 それでは、府の補助金の打ち切られたものにかかわって、学校教育課で担当しておるものについて、御答弁を申し上げます。

部活動に関しましての、市町村支援運動部活動外部指導者派遣事業にかかわる補助金でございますが、これは打ち切られますが、部活動の外部指導の派遣にかかわる事業は継続し、これまでどおり外部指導者を派遣できるように次年度も努めてまいります。

まなび舎Youth補助金の打ち切りにかかわってでございますが、この、まなび舎Youth補助金を利用して、放課後のしゅくだい広場等を青少年課と連携しながら開催してまいりましたが、これにつきましては、新たな課のほうへ統合しまして、放課後の学習室等が開設できるように予算化もしておるところでございます。学習サポーターの派遣事業を130万円さらに増額しまして、対応を図ってまいります。

市町村支援プロジェクト事業に関しましては、2か年の時限事業であり、学力向上のための基盤整備ということで、各学校で備品等の購入を行ってまいりまし

た。

あわせて、ICT機器も完了したということで、基盤整備が一定終了し、いよいよ中身を更に充実させていく時期であると、そのように考えておるところでございます。

次に、新たな補助金といたしまして、使える英語プロジェクト事業補助金でございます。

この事業にかかわりましては、これまで長い年数、英語を学んでも全く話せない、このような状況の中、特に国際社会の中でのコミュニケーション能力の育成が重要であるという観点から、これまでの英語教育がどうであったか見直すべきだという声の中から、大阪府のほうでは英語を使えるようにしようということで、この事業をスタートするものでございます。

特に、英語を使って自分の考えや意見を伝える能力を育むことを目指しておるものでございますが、一つの中学校区をモデル校区といたしまして、中学校1校と、本市の場合は小学校2校が連携しながらこの取り組みを進めてまいります。

小学校では、積極的に英語を使う素地、あるいはコミュニケーション能力の素地、これを養っていくことを目的としておりますし、中学校では、従来の英語の授業に加えて体験的な学習をする中で、習ったものを使えるようにしていきたいという目的を持っております。

なお、これまでの小学校英語活動推進事業との関係でございますが、これまでの小学校英語活動推進事業でも、コミュニケーション能力の素地等を養うことを目的としてまいりましたが、これまでの事業につきましては、平成23年度からの新学習指導要領の実施に向けて、その準備・研究期間として、実施をしてまい

りました。それを踏まえて、いよいよ平成23年度からこの英語活動を本格的に実施してまいります。

それから、学力定着度調査事業にかかわって御答弁申し上げます。

全国学力・学習状況調査は、平成23年度は4月19日に実施されます。昨年同様、抽出校での実施、利用を行うことを希望すればテストを受けることはできる、このような状況は変わりません。

平成23年度の全国学力・学習状況調査でございますが、実は6月14日に大阪府の学力・学習状況調査が行われます。教科につきましては、小学校では国語・算数、中学校では国語・数学・英語、学習の状況等を問う調査、あるいは学校に対しての質問紙もあり、英語が加わった以外は、ほぼ対象学年あるいは内容・目的について、国の調査と同様のものがございます。これにつきましては、対象学年は悉皆で行いますので、同時期に悉皆調査を二つするのはさまざまな負担もございますので、より分析の精度を高めるためにも、悉皆で参加する調査につきましては府の調査のみ、全国の調査につきましては、抽出校のみで行うと、そのように考えております。

この学力調査の目的については、これまでも御答弁申し上げましたが、市で行う、府で行う、国で行う、どの調査におきましても3点あると考えています。

まず、1点は、児童・生徒の学習状況の改善あるいは学習意欲の向上、それから学校として、どのような学力向上のための方策を行っていくか。学校として、組織として何を行っていくか、それを見出すための材料とすること。

そして、もう1点は、市教委としてどのように子どもたちの学習状況を改善するか、あるいは学力向上や学習意欲を向

上するために、市教委として何をしていくかなどの行政としての施策を講じていくための材料としていくこと。大きくはその3点が目的だと思っております。

なお、昨年度の補正での減額の理由でございますが、採点あるいは分析・集計の業務にかかわりまして、必要な条件を提示しまして、業者のほうから提案をいただきました。

その中で、もちろん金額の面だけではございませんが、それらを全部クリアしていただいた会社に業務委託を行いました。その中で金額の決定でございます。

また、平成23年度の10万3,000円の減額の理由につきましては、市においての予算のカットもございますが、昨年度の実績等も踏まえて、この金額でも対応可能ということでございます。また、正式に国のほうの調査の状況が決定した中で、我々市のほうでは新たな調査というものも考えております。

単に、結果だけではなくて現状を分析しながら、先ほど申し上げた市として何をしていくか、あるいは学校として何を行っていくかということでございますが、特にこれまでも御質問をさまざまな機会にいただきましたけれども、小学1年生の問題ですが、スタートラインが皆同じであるはずなのに、なぜこのような状況になっているのかということです。

本当に1年生のスタートラインが同じかどうか、あるいは学級補助員を入れたことの効果、また就学前教育との連携を図っていくためには何をすべきか、そのようなことにつきまして、これまで客観的な資料もございません。低学年、特に1年生がどのような状況であるかを確認し、実態を把握するために、現在、2年生当初での調査ですね、学力調査といえますか、実態の確認調査のようなものを

現在、考えておるところでございます。

次に、教育関係団体補助金事業でございます。

930万円、金額を全部まとめさせていただきました。この教育関係団体は、摂津市教育研究会、あるいは摂津市人権教育研究会、摂津市在日外国人教育推進協議会、摂津市幼少中生活指導研究協議会、摂津市進路保障協議会、摂津市特別支援教育研究協議会でございますが、このような教育関係団体、そして小・中学校ですね、特色ある学校づくり推進事業で、小・中学校にも教育課程編成、そして実施のために補助金を出してまいりました。

これまで、この補助金につきましては、一定団体への定額の補助という形になっておりましたが、やはり必要な事業に必要な金額を出すべきであろうと考えます。今の行財政改革の中でも、補助金のあり方の見直しを図っております。その中で、この補助金をすべてまとめまして、その計画であるとか、あるいは目的・目標を一定、担当課で管理しまして、そして必要なものに出していくんだと、そのように事業設計を考えております。そうすることによって、より必要なお金が、必要な状況で必要な事業に使われていることが説明できる、市民に対しての説明責任も果たせるものであると考えております。

次に、不登校対応でございます。

教育相談等の実態につきましては、後ほど教育研究所から述べさせていただきますが、不登校の実態、現状といたしましては、今年度につきましては、若干の減少の状況がようやくみえてまいりました。

平成20年度、21年度、不登校が非常に増加しておりましたが、ややではございますが減少傾向にございます。例え

ば、スクールソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラーの配置、また家庭教育相談員の配置が非常に効果的であったと考えております。どのように効果的であったかと申し上げますと、組織対応あるいは外部機関との連携が早く行えるようになったことがあると思います。

しかし、若干の減少傾向とは申しませんが、まだまだ数として多い現状はございます。今後、更に組織対応、あるいは未然防止を図っていく必要があると考えておるところでございます。

続きまして、国旗・国歌の指導でございます。

学習指導要領の位置づけでございますが、学校教育法施行規則にも、教育課程の基準として学習指導要領は定められております。学習指導要領につきましては、教えるべき最低基準であるといわれております。したがって、この学習指導要領の内容について児童・生徒に指導し、習得させる必要があると我々はとらえております。

尊重する態度、これは、現在の国際社会の中で尊敬され、信頼される日本人として成長していくというためには、自国、そして他国を尊重できる、そのような認識、態度を養っていく必要があると考えております。そういう中で、国旗・国歌に対しての正しい認識を持たせ、尊重する態度を育てることは重要であると我々はとらえております。

先ほどございました学習指導要領に定められておるといってもありまして、必要なことについては適切に指導していくもの、そのように考えておるところでございます。

○柴田繁勝委員長 以登田参事。

○以登田教育総務部参事 それでは、教育相談事業、そして適応指導教室事業に

ついでに御質問にお答えします。

教育支援センター適応指導教室では、不登校の理由も多様化しております、それぞれの子どものどういう指導していくかということ自身、その指導に対応することも多様化がみられております。そっとして時間をかけてあげなければいけない子どもも、逆に、あれしなさい、これしなさいというタイプの子どものも、同時に、同じ空間で過ごしておるという実態でございます。そういう実態の中で、今回の予算の増額につきましては、市費で1人の教育指導嘱託員の増加をするものでございます。

現在までで、教育相談の中でいろいろ展開されているようなケースで、学生ボランティアの派遣等も行っていったようなケースもあるのでございますけれども、とりわけ入室に至らない、来ることがなかなか難しい子への働きかけだとか、こういったようなこともしまして、更に手厚い取り組みを展開していこうというふうに考えております。

教育相談の中でも相談内容でみましたら、不登校にかかわっての相談がやはり群を抜いて多いというのが現状でございます。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋学務課長 それでは、学務課に関する幾つかの御質問に、順次、御答弁を申し上げます。

まず、歳入の部分でございますが、中学校夜間学級就学援助費補助金でございますが、これにつきましては、中学校の夜間学級の生徒に対する就学援助の制度が、学校設置市と大阪府が補助しておった制度が生徒の居住市が補助する制度になった際に、2か年に限って通学費のみ大阪府が引き続き2分の1を補助するという部分があったもので、平成22年度

でその制度はなくなっているために、歳入からなくなっているということでございます。ただし、その制度、中学校の夜間学級の生徒に対する就学援助費、当然、通学費もでございますが、引き続き市単費で制度を運用してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、小・中学校の就学援助にかかります御質問でございますが、幾つか観点がございましたが、総合的に御答弁申し上げたいと思います。

まず、補正の部分でございますが、今回、中学校費について補正の予算を計上させていただいております。この補正につきましては、本市のみならず北摂の各市においてこういう状況が発生しております。

その要因につきましては、いわゆるリーマンショック以後の経済状況というものが、経済成長率というところでみていただくと如実にあらわれているというふうに思っております。2008年の経済成長率が前年比、戦後最大の落ち込みになっておまして、翌年におきましても、引き続きマイナス成長ということになっております。

マイナス成長が2年間続いたということは、過去には例がございません。しかも戦後最大、更にその翌年は戦後2番目という落ち込みになっておりますので、その部分の影響が実態経済、一般の方の、民間の方の所得に大きく影響をしているということが想定をされると思います。

この認定率なんですけれども、平成22年度補正予算に上げさせていただいております認定率で申し上げますと、中学校の部分で39.7%、小学校が39.6%というところでみさせていただいておりますが、過去には平成16年に小学校で41.5%、中学校で38.2%

という部分がございましたので、そこからは若干減少傾向にあったものなんですけれども、今回の経済の状況等から、再度上昇するような傾向になっているものと考えております。

平成20年が小学校で36.19%、中学校で35.99%、平成21年度決算で小学校が37.72%、中学校が37.23%ということになっております。

今後につきましては、昨今の経済情勢のニュース等をみたときに、前年よりは回復するのではないかというふうには考えておりますが、依然厳しい状況の中で、高い状態の認定率が続くだろうというふうには考えております。

認定率もさることながら、就学援助の対象の方々の部分、見直しの部分ともあわせて、分析の観点なんですけれども、平成17年度と比較をいたしまして、認定を受けておられる方の所得について動きがございまして、所得ベースで200万円並びに300万円以下の方が非常に増加しているという分析結果が出ております。

このことにおきましては、経済産業省の産業活動分析要旨からも、その状況というのが伺えるわけなんですけれども、平成12年度以降、年収400万円前後の層を境に400万円以下の階層が急増しております。これは民間給与所得者の給与階級別の人数の推移なんですけれども、その部分とあわせまして、更に200万円以下の階層の増加というのが顕著になっているということから、かなり民間の給与所得者の低所得化というようなものが著しく進んでいることが伺えます。

それにあわせて、子ども学習費調査、これは平成20年度に文部科学省が行っている子ども学習費調査でございまして、学校教育にかかる経費以外の学校外活動

費というのがこの調査の中であるわけなんですけれども、これが小学校で21万円、中学校で30万5,000円という調査結果がございまして、これらを勘案したときに、現在の就学援助で補助している額で十分にカバーできているのかといったときに、やはり十分ではないというふうには認識をしております。

したがって、本会議の答弁でもありましたように、より低所得の方々に対する少し厚い扶助ということを考えていうのも、見直しの選択肢の一つであろうというふうには考えております。これにつきましては、市の行革に基づくものでございまして、市の行革方針の議論の中で、今後、詰めさせていただいて、できるだけ早く周知期間を持って周知をさせていただくということで考えてはおります。

次に、給食関連でございまして、摂津小学校の給食調理場の新設にかかる部分でございまして、

スケジュールについては、これも本会議で御答弁がございましたが、4月に入って、できるだけ早く業者の選定ということを考えてまいりたいというふうに思っておりますが、その際に業者選定がなされましたら、直ちに現地の状況、おっしゃっていただいているように道も狭いですし、通学路の部分、民家の部分もございまして、その辺の配慮の方法、ガードマンの設置であったり、その辺も十分考慮しながら、安全対策ということを考えてまいりたいというふうには思っております。

次に、ドライ化の工事にかかる御質問でございまして、現在10小学校において4校がドライ化の施設になっております。

今回、摂津小学校を工事いたしますので、5校の2分の1がドライ化完了とい

うことで考えております。

残り5校につきましては、学務課といたしましては1校を2か年計画で考えておりますが、何分、予算の関係がございますので、そのあたり等も調整しながら、計画的に進めてまいりたいということで考えてはおります。

次に、コンベクションオープンの配置状況でございますが、これにつきましても、現在、鳥飼北小学校、鳥飼西小学校、味舌小学校、鳥飼小学校、そして工事で摂津小学校という5校の配置になります。残り5校につきましては、平成23年度と平成24年度の2か年で残りの5校に配置をしたいというふうに考えております。

次に、民間委託の関連の御質問でございます。

委託費につきましては、平成23年度が鳥飼西小学校の更新ということになりまして、プロポーザルの結果、年額で大体74万円程度の減ということになっておりますので、その分が減少しているということでございます。

それと、正規職員と非常勤職員の推移ですけれども、今年度のパートの1名増につきましては、平成22年度、正規職員退職者1名が非常勤職員として平成23年度から勤務するということでの1名増ということでございます。

人数の推移ですけれども、平成19年度から平成23年度まで5か年でございますが、正規職員が平成19年度からは36名、34名、30名、27名、26名、非常勤職員が平成19年度から、非常勤職員は延べということで御理解をいただきたいんですけれども、2人1組でという態勢がございますので、25名、18名、19名、16名、17名という推移になっております。

それと、検証関連でございますが、これも以前から御答弁をさせていただいていると思うんですけども、現場の栄養士、栄養教諭と随時連携をとりながら行っておりますし、何か問題があれば、随時、栄養士なりから報告がございますし、日々の委託業者の職員の配置状況については、変更があればその都度、前日にはファクスで一報が入ることになっておりますので、そのあたりのところについても問題はないというふうに考えております。

それと、検証については、検証会議を毎年1回、学校給食会として開催させていただいておりますが、その検証の内容・方法については、一定、給食会の中でも、今後どうあるべきかというところは議論させていただいて、今のままでいいのか、それとも新たな観点を設けるのかというところを平成23年度以降、考えていきたいというふうに思っております。

それと、退職者の見込みと中長期的な計画でございますが、平成22年度で1名退職がございまして、その後、平成23、24、25年度とこのあたりは、数名の退職しか今のところは予定がされておられません。したがって、この部分での直近の計画というのはなかなか立てにくいというふうに現状では考えております。

長期的な観点におきましては、10校あるうちの何校なのかというところは、やはり議論は避けて通れないというふうに考えておりますが、現時点でそこまで議論するのは少し難しいかなというふうに考えております。

次に、クーラーに関係します熱中症の部分でございますが、昨年の猛暑の折には、教育委員会といたしまして、2学期に入って、すぐ学校のほうに熱中症の危険度を計測できるような携帯型の測定器

と、おでこや脇に張って体温を下げるような冷却用のジェルシート、それとスポーツドリンクの系統ですね、全幼小中に配布をさせていただきました。今年度につきましても、できる範囲での対応というのを考えてまいりたいというふうに思っております。

それと、最後にこども園関連でございます。

幼保の連携にかかる運営ビジョン等の御質問であったかと思うんですけども、幼保の連携といいますか、就学前教育の推進・充実ということで教育委員会としては考えておるんですけども、これについては幾つか背景がございます、こども園の制度、法律ができたのは平成18年度だったと思うんですけども、できてすぐ平成19年度から、こども園イコール幼小連携ということで御了解いただきたいんですけども、こども園化も見据えた中で、現場の幼稚園教諭、保育士が中心になって検討会議を設置いたしました。これにつきましては、今も継続しているわけなんですけれども、この観点と、別府においてこども園を開設ということが市として政策決定されたこと、更に新しい総合計画の中で、その政策体系に就学前教育の充実ということを明記したこと、また、この4月からは組織機構の見直しということがございまして、就学前の保育所と幼稚園の組織を教育委員会で一本化してみていくというような背景がございます、本会議の御答弁でもございましたが、幼稚園、保育所、更には就学前の子どもたちが通うすべての施設並びに家庭でも活用できるような、就学前の子どもに対するしつけや教育全般の参考となるような「就学前教育実践の手引き」というものの策定を考えておりまして、これをこども園の開設にあわ

せて策定することで、こども園でも活用はしますし、こども園のみならず保育所、幼稚園、各家庭で活用していただけるような形で進めていきたいということで考えております。

次に、工事中の園児の保育並びに安全確保の観点でございますが、べふ幼稚園の改修におきましては、園庭から園舎のほうを見て、右側の東半分は、基礎からすべてやり直して、一部2階建てということで考えております。

左側の西半分につきましては、現在の園舎を活用しながらリニューアルするという方法で考えております。夏休みに入っただけで同時に、並行でその工事をスタートするわけなんですけれども、西側の改修につきましては、できるだけ夏休み中に終わりたいということで考えておったんですけど、やはり9月中旬ぐらいまで工期がかかるというふうに聞いておまして、設計の段階でそういうふうにかかるということがわかりましたので、2学期の9月の中旬ぐらいまでの約2週間程度ですけれども、その間に限って別府小学校の教室を活用させていただきながら、保育を実施したいというふうに考えております。

その後につきましては、西側の半分、これは教室数でいうと約5教室、リニューアルができることになっておりますが、そのうち必要な教室は職員室を合わせて3教室ということになりますので、その3教室を使いながら保育を実施すると。

当然、園庭も約2分の1のスペースになってしまいますので、その部分については、小学校の運動場なり体育館なりを必要に応じて借用すると。

また、狭隘になる期間中につきましては、園外保育を通常よりも多く実施するなどして対応をしてまいりたいというふ

うに考えております。

その間、東側半分は3月ぐらいまで引き続き工事を行いますので、当然、安全確保については十分に配慮しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 続いて、門川課長。

○門川青少年課長 青少年課にかかわります四つの御質問に御答弁させていただきます。

まず、学校・家庭・地域連携教育支援事業補助金につきましては、これは生涯学習部長が補足説明させていただきましたように、放課後子ども教室推進事業と学校支援地域本部事業の名称が統合されて、こちらのほうで一括、大阪府から補助金のほうが入るという形になります。

次に、権限移譲交付金の6万6,000円の件でございますが、これは今、市内に千里丘愛育園、また、ひかり保育園、それと一津屋愛育園が学童保育をしておりますが、学童保育を開設するに当たって、市のほうへ届けを出していただくという場合の事務的な経費でございます。これは、権限移譲で市町村のほうへおりますので、これは認可等ではございませんので、届け出のみということになります。

次に、平成22年度の学童保育の賃金の減額の理由でございますが、今年度3,000万円の減額でございますが、現在、学童保育室ごとに2名の計20名の正指導員を配置しておりますけれども、平成22年度においては、その指導員が病気、または育休などにより2名の欠員が生じ、また、入室児童の中で支援を要する児童等、またそれに対しての加配、補助指導員について、当初予定しておりました人数12名を下回ったことによって生じた

不用額でございます。

委員御指摘のように、今後についても、また入室の早い段階において、入室希望の情報等を適正な形で把握するように努力してまいりたいと思います。

それと、平成23年度の一斉受付でございます。一斉受付の人数は649人です。この時点で、鳥飼東学童保育室以外の9学童保育室が一応定員を超えております。

2月末現在の申請者数は691名で、待機者が今現在42名おります。この中で支援児の数でございますが、現在、数名おられます。ただ、従前からすべて先着という形で、空きがあれば入っていただくような方針をとっておりますので、その点、今後、支援児等についてどうするかということは検討の余地があると思っております。

○柴田繁勝委員長 それでは、小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 それでは、社会体育施設、社会教育施設の駐車場有料化への考え方でございますけれども、柳田テニスコートの利用者も御利用いただいております小川駐車場でございますけれども、これは、文化ホール等の利用者の方も御利用いただいている駐車場でございます。これにつきましては、第4次行財政改革実施計画、この中に公共施設付帯駐車場の有料化の検討という項目がございます、それに基づきまして有料化、現在も有料化なんですけれども、基本的には一部を除いての減免制度の廃止という方向が出されたということでございます。

ほかの施設につきましては、具体的な導入時期は決まっておりません。今後、庁内で検討していくことになろうかと考えております。

社会教育施設、社会体育施設につつま

しても、その計画に基づきまして、我々担当課のほうにも調査がございました。その中で、私どもが回答させていただいているのは、体育施設、公民館等の社会教育施設、さまざまな利用形態がございます。また、駐車場のスペースであったり立地条件等、さまざまな施設がございますので、仮に導入するにしても、できる施設とできない施設があるんじゃないかというふうに、私どもは考えているところでございます。

次に、文化財保護費につきましてでございます。

埋蔵文化財調査事業、文化財保存継承事業の予算増額の理由でございますが、埋蔵文化財調査事業の増額の理由といたしましては、御質問もありましたように、明和池遺跡の遺物が多数出てきております。そういった土器の整理であったり、展示に向けたアルバイトの日数増によるものが主なものでございます。

文化財保存継承事業につきましては、第6集会所の現状保存と文化財としての活用を図るための調査の経費、また文化財保護条例に基づきまして、指定文化財の修理等に対する補助金を交付する、そういったものを予算化しているためでございます。

次に、明和池遺跡の保存、また出土遺物の展示等の考え方でございますけれども、先般、現地公開もさせていただきましたけれども、あの遺跡からは、弥生時代後期の人々が生活していた跡が確認できております。竪穴建物と呼ばれる建物が3か所見つかったり、多くの出土遺物が出てきております。

また、建物の脇には当時の川の跡も見つかりまして、この川が生活と密接した関係にあったものと考えられるなど、多くの調査成果がございました。現在、日

本では歴史を覆すような大きな遺跡とか遺物が出てくれば、現状保存というのがこれは本来の理想的な姿だと思いますけれども、多くは記録保存にとどまっております。この明和池遺跡につきましても記録保存という形で調査員を派遣させていただいております。

ただ、こういった埋蔵文化財調査で出てきました遺物や、その当時の地面まで掘り下げた写真であったり、そういったものについては、やはり摂津の歴史を知る上で、また皆さんにも多くわかっていただくということでも、公共施設等での公開展示であったり説明会、講座などの開催が必要なのかなと考えておりますので、その辺についても平成23年度に実施したいと考えております。

次に、教育研究所の活用でございますけれども、現在、市内には出土した遺物であったり、市内の方からいただきました農具や民具、こういったものを小学校の空きスペースや味舌スポーツセンターなどで保管しておるんですけども、それを今回、旧教育研究所に集積するものでございます。

旧教育研究所自体が昭和11年の建築物ということで、鳥飼村役場や公民館などでも利用されていた歴史ある近代的な遺産建物ということで、文化財の保存場所としてはふさわしいのかなと考えております。

ただ、委員がおっしゃっているように、保存するだけでは確かにもったいないとも考えておりまして、やはり何らかの形で展示をできればと考えております。

例えば、年間数回、1週間程度、2週間程度の企画展、埋蔵文化財の発掘調査展、農具・民具展、こういったことをしたり、以前、やっておりました小学生を対象とした土器づくり講座であったり、

ふるさと摂津案内人をお願いした歴史講座、また淀川の河川に近いという立地条件を生かした歴史散策を含めた講座など、そういったものも旧教育研究所も拠点にしながら展開していければいいかなと思っております。

その中では、やはりふるさと摂津案内人や地域で活躍されている歴史に詳しい方々、生涯学習スポーツ課の職員も含めて、いろいろなところで事業を展開していけたらなと考えております。

○柴田繁勝委員長　それでは、ここで暫時休憩をいたします。

(午前 11時52分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○柴田繁勝委員長　休憩前に続いて再開をいたします。

続いて、答弁をお願いします。

池上館長。

○池上市民図書館長　市民図書館にかかります5点の御質問に御答弁申し上げます。

まず、1点目でございますが、4月1日からの指定管理者による適正な運用が図られるかの点につきましては、今年の12月28日の総務省自治行政局長の指定管理者制度の運用についての通知でございますけれども、この内容につきましては、十分、私も周知というか認識はしておりますして、この運用の通知の1項目から8項目でございますけれども、1点目から4点目までにつきましては、指定管理者の指定までの関係にする問題でございます。この問題につきましては、一定のルールも踏まえまして、指定管理の導入ということで議決もいただきました。

5点目、6点目、7点目につきましては、今後の制度を活用した場合の問題ということでございます。その問題につきましては、4月1日、基本協定の締結に

向けまして、今、協議を進めている状況でございますが、その運用通知の5点目に関しましては、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、またリスク分担に関する事項、あと損害賠償責任保険等の加入に関する事、そういった事項について協定書に盛り込むことということになっております。

この分につきましては、基本協定の中に十分に盛り込んでおりまして、遵守をしていただくというところで協議を進めております。

6点目の指定管理者において労働法令とか雇用問題とか、そういった労働条件への適切な配慮につきましても十分に留意するよう、これも協定書の中で定めておるところでございます。

あと、7点目、指定管理者選定の際に、情報管理体制のチェックと個人情報適切に保護されるよう、こういった問題につきましても、4月1日に向けて準備段階としまして、3月1日よりTRCといいますか、図書館流通センターのほうから市民図書館、鳥飼図書館センターにおいて順次、今は実地研修をしております。その中で、雇用される契約社員、正社員等も踏まえまして、本社のほうで研修もされて、こういった個人情報保護、それと接遇等、そういった研修も十分、進められております。

これにつきましては、御質問の2点目になろうかと思っておりますけれども、4月1日からの運用スタートに問題はないかということでございますけれども、この問題につきましては、今、言いましたように、順次、研修に入っておりますけれども、それぞれのセクションで市民図書館と鳥飼図書館センターにおきまして、スムー

ズな引き継ぎ業務が行われますように、今現在、行っています。

これによりまして、4月1日から市直営から民間運営になりましても、利用者の満足度やサービス向上が図られますよう、現在、図書館員全員で移行が万全に図られますよう取り組んでおり、スムーズな管理運営が行われるものと考えております。

続きまして、3点目の雇用問題。

現在、採用されております非常勤職員等の継続の問題でございますけれども、その状況としましては、市民図書館におきましては、市の職員5名、あと非常勤職員11名の16名がおるわけなんですけれども、市の職員を除く11名につきましては、本人のほうがTRCとの雇用を希望される人につきましては、一応100%。

その内訳としましては、TRCの契約社員になられた方は、市民図書館のほうでは5名、あと鳥飼図書センターにおいては2名、合計7名、その他の非常勤4名につきましては、市のほうへ引き上げという形になっております。

あと、鳥飼図書センターの女性4名ですけれども、この方達は施設管理公社のほうに引き上げという形になっております。

4点目、読み聞かせ等のボランティア等の団体との関係、引き継ぎ等の問題ですけれども、既に3月から順次、土曜日ですけれども、そこに来られている人たちとの顔合わせ、今後の継続事業について、引き続きお願いできるものと考えております。

あと、5点目でございますけれども、図書購入費の増額の考え及び検証、モニタリング等の問題でございますけれども、図書購入費につきましては、補正の分も

あわせて、今年度254万4,000円の増額でございます。これは、市民利用者のアンケート等の第1位になっていました図書等の充実ということでございまして、そういった観点から増額を図って、17.5%の増になっております。

あと、その図書の購入に関する地元の本屋との関係でございますが、これにつきましては、引き続き、図書購入費の当初予算額の60%以上の額を、摂津書店会の図書購入に充てるということの留意事項等、協定書の中で交わすつもりでございます。

あと、検証・モニタリング等に関する問題でございますけれども、これも基本協定書の中にモニタリングに関する要項ということを定めておりまして、この中で一応モニタリングの目的、モニタリングの要領、モニタリングのあとの結果の公表等を定めて、検証等を進めていくこととなります。

一応、5点の質問については、以上でございます。

○柴田繁勝委員長 馬場部長。

○馬場教育総務部長 機構改革に伴う御質問が二つありましたので、一応、庶務担当をしておりますので、私のほうから一括してお答えさせていただきます。

まず、こども育成課の移行に伴う現在の状況ということでございますが、12月に機構改革の条例を可決いただきまして、並行して私ども教育委員会と、法制文書課、政策推進課、こども育成課のそれぞれが、それに伴う規則改正を、今、最終的なすり合わせをしております、3月末までに規則の手続を完了する予定にいたしております。

あわせて、現実の執務室の状況でございますが、保健福祉部の部長からは、移行に伴う執務室の確保ということで、

窓口の広さでありますとか、相談室の確保、倉庫の確保、それと執務室全体の確保等々の要望を聞きまして、そして私もそれに合わせまして一定お答えを返しまして、今現在、4月から滞りなく移行するために、内部の文書等を事前に移せるものは移していこうという形で、担当同士で事務作業をしていただいております。

具体にお尋ねになりましたカウンターにつきましては、すべてこども育成課が使っているローカウンターに替えていくつもりにもしておりますし、またベビーベッドも当然ながら持ってきてもらうということで、事務が6階に来て、滞らない形で、こども育成課を中心にやっていただいておりますので、それにつきましては4月に向けて万全の体制でやっていきたいと、そういうふうを考えております。

それと、教育センターの所長が次世代育成部長が兼任になるということなんでございますが、これにつきましては、教育委員会の内部規則の中で、従前、教育研究所につきましては、教育総務部が所管する教育機関と位置づけておりました。教育研究所は1課でございますので、当然ながら課長が研究所長をされていたということです。

今回は、次世代育成部の中に教育センターを教育機関として規則上位置づけました。その教育センターの中に、今回福祉のほうから家庭児童相談室の機能が入りますので、福祉の部門と教育の部門が併存するということになりますので、教育センターは、2課体制でやっていきたいという形になりますので、それを統括する教育センター所長は、課長の上司である部長が兼務すると、そういう体制を組ませていただいたものでございます。

○柴田繁勝委員長 答弁は終わりましたね。

安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

府補助金との関係でございます。

幾つか大阪府のほうの事業、府の補助金がなくなるということで、ざっと計算しますと約2,000万円ほど、今お聞きした中では2,000万円ほどなくなっていく中で、学校安全事業であるとか、まなび舎Youth補助金であるとか、部活動の指導員であるとか、その学力向上プランにかかわる事業の補助金事業以外は、引き続き単費でやっていかれるということでございますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

この学校安全交付金にかかわる安全見回り事業についてなんですけれども、受付員ですね、学校の受付ボックスの受付員。それからシルバーなどに対する団体への委託、二つの形態でお願ひをしておられると思うんですけれども、受付員の報償金が新年度は51万9,000円ほど下がって、一方で委託料のほうは68万6,000円上がっていると。

数字上で見てみますと、個々の地域の個人的な受付員、有償ボランティアから、少しシルバー人材センターなどの団体に対する契約がふえているように推測できるわけなんですけれども、その点の経緯といいますか状況をお聞かせいただきたいと思ひます。

もともと、大阪教育大学附属池田小学校の痛ましい事件から、摂津市が大阪府に先駆けてつけた受付員ボックスで、警備員でなくてやっぱり地域の方々に学校への出入りを見守ってもらう、よく学校にも伺うんですけど、子どもたちと本当にいい感じでコミュニケーションを図っ

ておられて、非常にいい制度だと思うんですね。

こういったものについて、担い手の問題はこれだけでなく、いろいろな分野で今起きてきているわけですが、総合計画でも協働という言葉が非常にキーワードになっております。協働を広げていく上でも、地域の方々との関係というのをやっぱり強化していかなければいけないと思うんですが、その点、その受付員と団体補助との関係で、バランスですとかちょっと苦慮されることがありましたら教えていただきたい、課題についてお聞かせいただけたらと思います。

それから、まなび舎Youth補助金であるとか相談員ですとか、やっぱり教育にかかわる問題でいくと、人的な保障というのは非常に重要で、この間も家庭教育相談員であるとか、それから小学1年生に対する学級補助員の派遣ですとか、学校読書サポーターの派遣ですとか、ソーシャルワーカー、スクールガード・リーダーですとか、さまざまな形で現場のほうに人的な保障をされているということは、これは大枠でみますとやっぱり正規でというのがあると思うんですね。教員をもっとふやしてということはあるにしろ、摂津市として、独自でやれることを努力されているということについては、私は非常に評価できることだなというふうに思っています。

そういった評価をしつつ聞きたいんですが、家庭教育相談員、先ほども非常に効果を発揮しているというようにお話ありました。今回、賃金が66万円ほど下がっているんですね。この点はこういった内容になっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、スクールガード・リーダーについても、金額が少し下がっておりま

すが、その点、お聞かせいただけないかなというように思います。

こうしたさまざまな人的保障というのは継続され、一部増額もありますし、継続していただくということについてはありがたいことだなと思うんですが、同時に、これ毎日新聞の3月8日にも載っておりました学校の先生ですね、教職員、正規の職員と非正規の職員、学校現場でも非正規の職員の比率が高くなっていると、最多で全国の公立小・中学校で15%の非正規の職員が子どもたちと接触をしていると。

もちろん、非正規の職員といえども、免許を持っておられて、一生懸命子どもたちと接触して、学習ですとか教育に携わっているというのは、私も現場でよくみておりますからよくわかりますが、やはり非正規の職員になりますと、1年、2年と、非常に短期的な契約ということになりますので、来年には先生がいらっしゃらずに、子どもとの長期的なかかわりというのがなかなか持ちにくいとか、学校経営において中長期的に教育現場で携わることができないというデメリットもあるわけですね。

更には、非常勤での講師になりますと、年収200万円以内のワーキングプアといわれるような非常勤の講師もいらっしゃると、ここにあるんですけれども、別に塾の講師というアルバイトも持ちながらやらないと、生活がなかなか立ち行かないという方も報告されているんですね。

将来を担う子どもたち、特に今の複雑な社会の中で、その複雑さのしわ寄せがどんどん子どものところに、子ども社会、学校の現場にしわ寄せが押しつけられている中で、人間の人格の形成であるとか学力の向上であるとか、生きていく力を学んでもらうための学校の現場で、教え

る側の先生のほうが非常に困難な状況になっているということは、看過できない問題ではないかなと、これは、共通の思いではないかなというふうに思っています。

そこで、改めて摂津のこの4月からの学校の教職員の状況を、お聞かせいただきたいと思います。

定数内の講師の比率であるとか、それから非常勤の講師の方の人数はどうなのか。昨年だったでしょうか、病欠であったり産休でお休みになられた先生の補助が、代わりに入る先生の手配がなかなかとれないで、授業を穴あけるわけにいかないので、教頭先生が入られたりというようなお話を報告いただいたわけですが、けれども。

今回の新年度の担任が決まらないとか、それから担当教科の教員の人数が埋まらないというようなことはないのか。また、年度内に産休や病気等でお休みになられた際の、代理に入られる先生の手配というのは、どんな状況になっているのか、その点をお聞かせいただけないかなと思います。

続いて、あっちこっち行って申しわけないんですが、学校・家庭・地域連携教育支援事業に、放課後子ども教室推進事業と学校支援地域本部事業が統合されて一体化されたということでございますが、単純に足しますと30万8,000円ほど少なくなっているんですね。統合することによって補助金が減っています。その事業の側のほうにどんな影響があるのか。わくわく教室であるとか、小学校のしゅくだい広場等も、ここの放課後子ども教室事業のほうに含まれていたかと思えますけれども、その点について状況をお聞かせいただきたい。見込みといたしますか、見通しをお聞きしたいと思いま

す。

それから、使える英語プロジェクト事業、モデル中学校区に対して、ネイティブの先生に入ってもらって、話せる英語、使える英語をということだというふうにご説明をいただきました。

同時に、お聞かせいただきたいのは、概要の108ページにも国際理解教育に関する社会人講師等の経費というのがあるので、そこで英語の指導助手が派遣されております。

こちらとの関係はどんなふうな形になるのでしょうか。連携されていくものになるのでしょうか。

中学校区ですので、すべての中学校区に派遣されるのか、モデルということですので、一つの中学校区がモデルとなるのか。その他の部分をこの英語指導助手講師の派遣で補うというような形になるのか。その辺の連動性といいますか、それを教えていただけたらと思います。

駐車場の有料化についてです。柳田テニスコートの利用者にとってみると、今までは市の公共施設利用者は減免の対象になっていたものが、障害を持っておられる方などの一部の条件を除いて、減免制度がなくなり、利用料が必要ということです。

今後、その他の社会教育施設であるとか、屋外体育施設、スポーツ施設などの駐車場についても、方向性としたら、これからそんな検討もされていくんではないかなと思うんですが、一つは社会教育というものの考え方から、どの市民にとって、あらゆる人にあらゆる機会を提供していくと、社会教育権というものが保障されているわけで、かつては公民館であるとか体育施設であるとか、学校の施設を利用する場合というのは、原則無料だったものが一部有料化されてきました。受

益者負担という考え方が持ち込まれてきているわけですが、

更に、その上駐車場の有料化をすることによって、その社会教育権との問題ですね。どのように整理していくのか、それはやはり社会教育を担っている教育委員会で、一定の物差しというものを持って、市全体の駐車場の有料化の問題の中で、きちんと発言をしていくという立場を明らかにしながら、協議をしていくということが必要だと思いますけれども、その点の理念問題についてお聞かせいただけたらと思います。

学力定着度調査の件です。全国調査については、ことしも抽出であると。ただ、摂津の場合、ことしは大阪府の悉皆調査というのが6月14日に行われるということですね。更に、小学校2年生を対象に、市独自の実態調査というものも計画されているというふうに聞きました。

その場合、例えば全国の調査ですが、大体去年ですと3割ぐらいが抽出されるというふうに、私の記憶ではあるんですが、摂津市の中で3割選ばれるかどうかというのはちょっとわかりませんが、抽出された学校は、4月にも全国テストをやり、6月にも悉皆調査ということで大阪府の学力テストもやると。二重のテストをやるということになるのか、それを、それぞれが分析をして、その分析結果をまた一つの教育委員会であり学校でありというのがやっていくのかですね。これは、経済的にいっても二重投資になるのではないかなというふうな思いがするんですが、その点の運用はどうかをお聞かせいただきたいということです。

それから、学力テストの目的、この間何度もいろいろお聞かせいただきましたし、それから学力テストの調査の中身に

ついて、毎年教育改革フォーラムが開かれて報告されたり、ことしは中学校区ごとにその状況を説明に地域に、教育委員会の皆さんが入られているという中で、この学力テストの是非は別にして、摂津市の子どもたちが置かれている状況であるとか、課題であるとかを明らかにして、それに対して摂津の教育をこういうふうに変革していこうという、そういった意図がよくみえてきているわけですね。

ですから、当初心配していた他市との競争であるとか、どの位置にあるのかということよりも、摂津市の教育現場であるとか、実践ですね、教育実践の課題は何なのかというのを明らかにして、それに対してどうやっていくのか。それから生活状況についても、摂津の子ども、子育て世代の課題はここにありますよというのを明らかにして、協力を求めていくという動きが今、持たれているのかなというふうに認識しているわけです。

そうなりますと、悉皆調査をやる必要は、もう改めてやっぱり感じないんですね。全体の摂津市の状況を掴むというのが目的であれば、もう既に状況や傾向が明らかになってきて、それに対する対策というのを、今、一生懸命考えられて進められていこうとしているわけで、更にこれを取り組んでいくこと自体、これは本当に無駄な調査になるんじゃないかなと。

しかも、学校現場で学習指導要領によってコマ数もふえてきて、小学1年生からもう1週間ずっと5時間授業だというのが、大変な状況の中で時間をとるということが、果たして本当に教育にとっていいのかどうかというのを思うわけです。その点の御見解をお聞かせいただきたいなと思います。

教育関係団体の補助金についてですが、

幾つか分散していたものを一つにまとめましたよと。それで、それぞれチェックをしていくということなのですが、ちょっとよくわかりにくいのは、今までもそれぞればらばらにあったものについて、必要かどうかというのをきちんと精査をする上で、執行してきたのではないかなという思いがするんですね。かえって一つにまとめることによって、どこにどんな補助金が出ているのかというのは見えにくくなっているような気がするんですけども、その点のお考えを聞かせてください。

それから、今後そういった精査の仕方も変えていくんだということであれば、その精査の仕方を変える物差しというのはどこにあるのかですね。どんな物差しで、これはもうやめようじゃないかと、これは継続しようじゃないかと、その辺の物差しをもう少し明らかにしていただきたいなと思います。

教育研究所、不登校等の問題です。不登校の問題、もう御説明ありましたように、原因というのは本当に多様化しているというのはよく理解できます。それぞれに対応していかなければいけないということであれば、相談をしていくという仕事というのは大変なお仕事だなと。すぐにそれは、結果が出るというものでもありませんし、引き続き頑張っていたきたいなと思うんですが、頑張るにもいろいろ限度が当然出てくるわけで、人員が充足できているのかどうかというような点もあるんですけども、その点はどうか聞かせてください。

それから、やっぱり地域の中で不登校でいろいろな理由があって、教育研究所や相談所に来れる子、それから来れない子に対しても対策を打っていくというお話がありました。

一方で、その不登校の児童の御家庭にいろいろと事情があって、学校の先生が行っても家庭のほうが対応しないと、してくれないというような、非常に困難な例も幾つかあるのではないかなという思いがするんです。

そういうときも含めて、不登校の子が学校にでできたときに、まずもっては担任の先生が対応されるんでしょうけれども、学校を挙げてやる、しかし学校では対応できないことについて、教育センターのほうで担うんだと思うんですけども、その点の流れがどのようになっているのか、学校任せになってしまっただけで、子どもが結果的に放置されてしまっているような状況がないのかですね、お聞かせいただきたいということ。

それから、鳥飼にある研究所が、こちらの香露園のほうに来ましたので、相談の窓口という点について、それも確認をしておきたいと思います。より広く窓口をつくっていくということは大事だと思うんですが、その点、鳥飼、それから家児相でいえば子育て支援センターのほうの既存の相談窓口についてはどうなのか。

あわせて、適応指導教室ですか、パルであるとか、さわやかフレンドであるとか。それから、教育センターに通ってもらって、そこで勉強する子どもたちがいますが、立地条件によっては、なかなかそこに足を運びにくい子どもたちもたくさんいるんじゃないかと。そういう意味では、そういった機能を持ったものが、やっぱり地域的に地域ごとに受け入れる単位というものがやっぱり必要ではないかなと思うんですけど、認識をお伺いしたいと思います。

国旗・国歌についてです。この問題は何度もやっておりますので、余りもう長く時間とりませんが、学習指導要領の位

置づけというのがやっぱり重要ではないかなというふうに思っています。

学習指導要領の位置づけについては、私調べたら、大分昔になるんですけど、1976年の学力テスト最高裁判決の中で、最高裁が憲法に基づいた行政権力と教育との関係の一般的な原則というものを整理されているということらしいんですね。学習指導要領というのは、全国的な大綱的基準としての性格を持っていると。ただ、その前提として、法的拘束力を予定しない部分もあるよと。細か過ぎるなど法的拘束力を持つべきでない部分もありますよと。地域及び教員の自主的教育の余地を十分残しているはずのものですよと。教師に一方的教育内容を強制していないはず、こういった前提の下で大綱的な基準として運用されるものだというような判断をされているわけですね。

というのは、やはり戦前の一つの考え方を教育現場に持ち込んで、それを教育として詰め込んでいったことによって、いろいろな失敗があった。そういった反省に基づいて、教育現場での自主性というものがやっぱり重視されるわけですね。大きな枠組みはあるにしても、この問題について、どうやって教えるかはそれぞれの現場によって判断基準が、判断といいますか選択肢があるよという余地を残しているものだと。

そういうことからしますと、日の丸、君が代に対してもですね、もちろん国旗国歌法がありますから、日の丸は国旗であり、君が代は国歌ですから、それはもう間違いありません。

ただ、それに対しての尊重義務は法律の審議の中では盛り込まれていません。尊重する、したい人、したくない人、これは全部内心、良心の問題でありますから、そこまで踏み込むという問題ではな

いでしょうというような思いを、そういうふうな認識に立つべきではないかなというふうに思いますが、もう一回だけその前提についての見解を聞かせてください。

就学援助金です。非常に、大橋課長のほうからも御説明いただきましたように、低所得化が進んでいる中で、年収200万円以下の世代が非常に増加している。しかも文部科学省がやっている学習費の調査においても、授業料以外に子育て世代の費用負担というのは非常に大きいという点からいくと、やはり原則義務教育は無償だという原則からすると、就学援助金の制度というのは非常に重要だということに思うわけです。

改めて伺いますが、この就学援助金制度の見直しについて、新年度にかけてやっていかれるんだと思うんですが、第4次行革というところが出発点になりますと、大橋課長がおっしゃっている、低所得化の子育て世代に対する対応という意味での就学援助金の見直しにはならないんじゃないかなと思うんですね。

やはり、出発点としたら、就学援助金制度の意義と今の低所得化、経済状況の困難、実際の教育費用の増大という点からいくと、まずは教育にかかるお金の負担軽減のために就学援助金の制度をどうしていくのか。

今、入っていないPTAの会費、生徒会費、クラブ活動費なんかも含めて、それからそれぞれの単価も引き上げることも含めて検討する、そこがまず出発点あるべきで、もちろん国の準要保護に対する補助金が廃止されて、交付金化されてしまっていますから、この間の決算をみてみましても、市単独で負担をしている費用というのは、どんどんどんどん増大していて、担当からしてみたら、これ

はもうこのままほっとけないという危機感を持たれてるというのは、それはもうよく理解できるわけですが、しかし就学援助金制度というのは、そもそもこういう経済的な困難な中で、就学が困難になるような世帯がどんどんふえている人たちをどう、経済的な理由で教育が受けられないような状況を生み出さないかというための制度でありますから、出発点としたら、制度の中身の充実というところから出発して、方向性を明らかにする中で、市民の皆さんにも理解を求め、財源の問題との折り合いをつけていくという、見直しの論理の進め方があるのではないかと思うんですけれども、その点をお聞かせいただけないかなと思います。

給食の調理場の建設については、安全の問題、ぜひ留意していただけて進めていただきたいと思います。先ほどもありましたけれども、摂津小の場合ですね、給食だけでなく、その他のエアコンの設置と二つ重なりますし、エアコンの設置、それから給食調理場、耐震補強の工事と、それからこども園のほうの設置の工事についても、安全対策をしっかりしていただく上で、慎重に進めていただきたいなというふうに思います。要望としておきます。

給食の民間委託についてです。検証会議の中身についても議論になっているというお話でしたので、改めて民間委託として管理者というのは、制度上はちょっと請負契約と指定管理者ということで違うかもしれませんが、民間に公がやるべき公的責任として果たすべき事業をお任せするわけですので、安全・安心の給食のための、やっぱり検証というのはしっかりやるべきだと思いますので、その点はよく議論をしていただけて、その議論の中身とあわせて検証の中身についても、

多くの市民にも明らかになるような情報公開をしていただくように要望したいと思います。

給食については、これも代表質問の中で取り上げられていましたが、中学校給食が大阪府知事、大阪府の方針として、大きく今までよりも踏み出した内容になっています。代表質問の御答弁でもなかなか中身がはっきりわからない点というのものもあるのもよく理解しています。

ただ、スケジュールからいきますと、4月、5月に各市町村の意見を聞いた上で、今年度中には一定の中身を詰めていくというような計画だというふうに、大阪府のほうの資料を見ますと載っていますね。

債務負担行為ですね、そのイニシャルコストの半分を補助しますよと。それは、5年という限度を設けられておられますので、そういった5年の限度の中で、摂津市として中学校給食をどうみていくのかというのが、やっぱり検討することというのは責任だと思うんです。

とりわけ、大阪の中学校給食の実施率12.4%になっているんでしょうか、非常に他府県と比べても非常に低くなっています。

学校給食法においては、小・中学校の給食の実施というものは、学校設置者の努力義務とされているわけですね。義務ではありませんけれども、努力するんだと、努力する義務があるんですよということですから、もちろん財政の面というのはありますけれども、教育委員会として中学生の子どもたちの食育であるとか、それから栄養の状況であるとかというものも総合的にみたときに、やっぱりこれはやる方向で努力するべきだと思うんです。その上で何が足りないのかというのを大阪府にどんどん意見を言うていくと

ということが大事だと思うんですが、見解を伺いたいと思います。

エアコンは先ほども要望しましたが、猛暑対策とあわせて早目に対応をお願いしておきたいと思います。

それから、契約の仕方なんですけれども、市内の景気・経済というのは非常に悪くなっていて、とりわけ中小企業者の多いまちである摂津で、やっぱり仕事は非常に減っているんですね。小規模修繕工事希望者登録制度など、地元の業者の仕事をふやすための努力というのは摂津市でも頑張っておられます。

しかし、いかんせん財政難の中で、市の事業、官工事そのものも減ってきている中で、学校の施設改修とか空調機器の工事というものは、本当にめったにないものだと思うんです。

大きな耐震補強工事とは別にして、エアコンの工事などですと、素人考えですけども、学校ごとによって少し業者を変えるとか、一定入札、落札、入札に参加していただいた会社に対して、地元の業者を活用するとか、公契約条例はまだ摂津にはありませんが、最低基準の利益を確保した形で仕事を下請、地元業者に回すというような条件をつけるとかですね、そういったことが求められるのではないかなと思うんです。

これは、総務のほうの契約関係になるのかもしれませんが、もしできましたら、これに対しての見解を聞かせていただければありがたいです。

こども園については、工事のほうは、ぜひ安全に配慮していただくということです。

要は、あと中身になってくると思うんですね。平成18年から幼保一元に向けた現場での幼保連携の勉強会も行われてきているということですが、いよいよも

う具体的な検討もはじまっているのではないかなと思うんです。

保育所は市内全域から子どもたちが集まってきます。幼稚園は通園区域がありますね。その辺の生活環境の違いであるとか、それから保育時間の違いであるとか、その対応の現場でのすり合わせであるとか、その点はどんな状況になっているのか、どの辺で整理をしていくのか。

それから、保護者に、就学前教育で、今度手引も出されるということですけども、保育所に子どもを預けている保護者、それから幼稚園に子どもを預けている保護者、生活のリズムもスタイルも違う人たちが、同じ園で保育に家庭としてかかわっていくことになるわけですから、親同士の連携というのも非常に重要になってくると思うんです。その点の取り組みもお考えになっているのか、お聞かせください。

学童保育です。3,000万円の減額、やはり大きいと思うんですね。もちろん、欠員が出たりとか、支援の必要な児童が入室してきたり、しなかったりということ、一斉受付ではなかなか対応し切れないものだと思うんですけども、例えばもう補正で調整をしていくとかいうようなやり方というのもありではないかなと思うんですけども、その辺の考え方を教えていただけたらなと思います。

それから、新年度当初から42名の待機が発生している。例年、大体夏休みぐらいまでには欠員ができて、そこに入れていって、待機児が期中にはなくなってくる傾向にあるという御説明をこの間も受けてきたんですけども、しかし新しい環境の下で、生活が始まる上で待機になるということは、やはり子どもにとっても保護者にとっても大変なことだと思います。

新年度当初から、待機児がこれだけ出るということの原因は、そもそもどこにあるのかな、その辺、どう分析されているのかお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

それから、支援が必要なお子さんもいらっしゃるということです。そうした方への対応というのをやはり優先的に考える必要があるんじゃないかなと思います。御見解を聞かせていただきたいと思います。今回の待機の方の中で、新1年生の子はどのくらいいらっしゃるのか、若しくははじめて学童に入りますよと、1年生のときは入ってなかった、2年生のときは入ってなかったけれど、家庭のほうでお仕事につくということで学童が必要になったと。はじめて学童に入れたいんだけど入れない、というような方がどのくらいいらっしゃるのかについて、わかればお教えていただけたらなと思います。

同時に、前回も少し申し上げましたが、新1年生で学童に入る子というのは、基本的にはその1年前、保育所の5歳児の子たちは、基本的に条件が変わらなければ保育が必要なことには変わりませんので、学童への需要があるはずだと思うんですね。

今、調べてみますと、大体ことしの5歳児の2月末の数字と、それから学童の1年生の入室希望者の数字を見ますと、大体7割ぐらいの方が申請されているんですが、保育所であれば収入に応じて保育料が変わってきますので、所得の低い人にとってみると、保育をお願いしやすいですが、学童についてそういったものはないとか、お帰りが6時ぐらいで終わってしまうということで、入れたくても入れられない環境にあるというような方も、潜在的にはいらっしゃるんじゃないかな

と思うんですけれども。その点の分析とかいうのはされているのかどうか。情報収集とかも必要だと思うんですけれども、お聞かせいただけないかなと思います。

図書館です。そもそも市民の文化のバロメーターともいわれるような図書館というのを指定管理者にするということは、非常に残念なことでありますが、4月からスタートということですので、市民サービスの後退がないようにしていただきたいということ。それから、この運用についての総務省からの通知には最低限照らして、運用をしていただきたいなというふうに思っています。

モニタリング等は、またこの後、図書館等協議会の条例も出ておりますけれども、そのモニタリングを行う第三セクターのようなものというのは、どんなことが考えられるのか、図書館等協議会のほうでその役割を担うのか、お聞かせいただけたらと思います。

文化財保護についてですが、教育研究所の後に、やっぱり倉庫だけでは本当にもったいないですね。地域にも開かれた施設ということで、ぜひ活用を図っていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

それから、明和池遺跡の保存については、日本の歴史を覆すような大発見でなければ、大概是写真での記録保存だということなんですけれども、しかし摂津においてはやっぱり重要な遺跡なんですね。

この間、遺跡を守る会ですかね、そこから要望書が出ているんですね。吹田操車場跡地の開発が今進んでいて、UR機構がいろいろ事業を展開していく中で、下水管を埋める工事をしていく上で、ちょうどその遺跡のど真ん中を歩いていくと。そうするとつぶれてしまう。せっかくの貴重なものがそのままつぶれてしまうと

いうことで、少し迂回をすれば、全部は残せないけれども一定残すことができるということで、いろいろ摂津市の教育委員会や都市整備部であるとか、土木下水道部のほうに要望も持っていっておられます。

しかし、根源的には教育分野で、大阪の文化財センターとか摂津市の教育委員会が、遺跡に対してどういうふうな方針を持つのかというのが、やっぱり一義的にあるんだと思うんですけど、記録保存ではありますけれども、少しでも状態をそのままにして埋め戻してもらって、また後世に残すような努力をするというのは、文化財保護という観点からは需要だと思うんですけども、その点のお考えはどうなっているのか、聞かせていただきたいと思います。

機構改革については、これから違った部署、課が一つになっていく。教育センターでも違った箇所から対象年齢も違う相談の窓口を受け付けていくということですので、いろいろ大変なことはあるかと思いますが、混乱のないように検討を進めていただきたいと思いますし、責任の所在というものははっきりと、ぜひ示しておいていただきたいと思います。これを要望しておきたいと思います。

2回目は、以上です。

○柴田繁勝委員長 それでは、前馬次長。
○前馬教育総務部次長 それでは、安藤委員の2度目の御質問に御答弁申し上げます。

まず、家庭教育相談員の賃金が下がっている件でございますが、市立の小・中学校の教職員の勤務時間が短縮されております。その関係で従前家庭教育相談員の勤務時間が、教職員と同じように8時間で設定しておいたものを7時間と縮めました。教職員の7時間45分の勤務時

間を超えて、家庭教育相談員が勤めるという状況というのはいかがなものかと思っておりますので、そのようなことでございます。

それから、スクールガード・リーダーでございますが、これにつきましては、報償費が一昨年度までの金額に比べまして、昨年度減額されております。昨年度予算要求を行う時点では、まだ国のほうの基準が明確にされておらず、予算要求の後、金額が下がりまして、減額補正もしたところでございます。

そのような状況から、平成23年度は昨年度と示したものと同一金額になり、結果的には当初予算では昨年度に比べて下がっておるということになっております。

続きまして、4月からの教職員の状況、これにつきましては、後ほど人事担当事から御答弁申し上げます。

それから、国際理解教育のほうで、ALTの派遣等と使える英語のプロジェクトの英語指導支援員の関係ですが、ネイティブのスピーカーが子どもたちに、ネイティブの発音をシャワーのように浴びせて英語に慣れていく、慣れ親しむということでは目的は同じです。ただ、本市のこの国際理解教育におけるALTにかかわりましては、実は各中学校に対して約50日、10週間の派遣になっております。

実際に、1年生から3年生までで分けますと、十分かといえば本当はもっと配置したい状況もありますので、まだまだ十分ではありません。体験的な学習、あるいは活用する、実際に話をするということでは、この使える英語プロジェクト推進事業で、更にそれを補完できるのではないかと考えておるところです。よりネイティブスピーカーを活用した授業の

あり方というものがモデル校区で研究できればと考えております。

それから、学力調査の件でございますが、全国の学力・学習状況調査の抽出率につきましては、全体で3割ということですが、これは市によってばらばらでございます。かなりの数を抽出されるところもあれば、ゼロというところもございます。

今回、確かに府のほうと国のほうと両方する学校も出てまいります。しかし、二重にはなりませんけれども、結果は学校のほうへ返りますから、それを有効に活用できればと思っております。

我々としましても、府は国が悉皆になれば撤退すると、そのような条件をつくっておりますから、テストが幾つもあるのは望ましくないとは考えておるところでございます。

なお、学力調査について悉皆の必要はないのではないかと。例えば、市で行うならば抽出でよいのだと、そのような御意見でございますが、各学校が実態に応じて何をやるかということも重要な目的の一つでございます。学校によって、状況にはかなり違いもございます。もちろん、学校ごとの結果公表はいたしません。学校が学校の実態に応じて、学校の取り組みを行っていくことは重要であると考えております。その意味では、全校で行うことの意味はあろうかと思えます。

教育関係団体の補助金の問題でございます。一つにまとめることの意味ですが、これまでは、補助金をさまざまな課が管理しておりました。その中で、例えば団体の負担金も、この補助金の中に入れられているなど、いろいろな運用がされておりました。そういう意味からしますと、一つにまとめることで運用が統一できると考えます。

また、市全体の教育内容がいかに充実していくか、そして、教育関係団体がいかにこの充実に貢献しておるか、それが一括管理できるということもあると思います。関係団体が連動しながら、本市の教育をつくっていつている部分もございまして、1か所にまとめることの意義は大きいと考えています。

精査の物差しでございますが、これにつきましては、いかに子どもの教育に還元できるか、これが一番大きな物差しであると考えております。

また、本当に必要であるかどうか、子どもに返していくということであれば、子どもに物を渡すわけではございませんから、教育内容としてどうなのか、そのようなことが物差しになるかなと考えておるところでございます。

続きまして、国旗・国歌にかかわることでございます。学習指導要領に位置づけられておると申し上げましたけれども、学習指導要領について、法的拘束力あるいは大綱的な基準に関して、さまざまな議論がされてきたことも事実であります。ただ、法的に学習指導要領が教育課程の基準である、そう記されておることは紛れもない事実でございます。

その中で、学習指導要領の総則には、例えば地域の実態、児童生徒の実態に応じて、教育課程を編成すると記されております。ですから、基本的に教えることは全国共通です。しかし、地域や児童の実態に応じて更に何かを加えていく、あるいは特色があってもいいのではないかと考えます。

そのようなことで、教育課程の編成に当たっての自由と申しますか、工夫といえますか、そういったものは保障されておると考えておるところでございます。

なお、必要な知識・技能、あるいは態

度を教えることは決して内心、あるいは良心の自由に踏み込むものではないと考えております。必要なものは教えるべきである、教えなければならないと考えておるところでございます。

私のほうからは、以上です。

○柴田繁勝委員長 続いて、谷田参事。

○谷田学校教育課参事 そうしましたら、教職員の配置について、私のほうから、御答弁申し上げます。

本年度の本市の欠員補充、定数内講師の数につきましては、小・中学校合わせて32名でございます。

非常勤講師につきましては、首席軽減、あるいは学力向上等々の非常勤講師はございますが、これも小学校、中学校を合わせまして9名でございます。

あと、産・育休、あるいは病気の代替等につきましては、本年度、場合によってはかなり代わりの方を見つけるのが難しいケース等々もございましたが、本年度はすべて配置することができました。

新年度、4月からの講師の配置におきましても、この3月から動きはじめておりますし、学校に迷惑かけないように、全力で配置に向けて現在動いているところでございます。

○柴田繁勝委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、私のほうから、受付員の関係と、あとエアコン設置の契約の関係ということで、教育委員会の考え方ということでの御質問、2点について御答弁させていただきます。

まず、受付員の個人の方への報償金が減額、そして委託料が増額ということの件でございますけれども、個人の方々が現在受付員をされておりますが、その中で、その個人の方々がグループを組まれて、個人からグループへの変更という形でされているところもふえてきておりま

す。

したがって、そういった団体の方には委託という、活動委託の契約を締結させていただいて、委託料のほうからお支払いをさせていただいております関係上、こういった予算ですね、報償金が減額、委託料のほうが増額という形になっているところでございます。

なお、シルバー人材センターのほうにも、委託ということで活動の委託契約をしておりますけれども、シルバー人材センターの方々につきましても、これは受付員の活動ということでございますので、同じくボランティアということで、1回1,500円ということでの有償ボランティアで活動をしていただいております。

また、個人ボランティアの方々はどうしてもその日の活動日に、所用のためどうしても受付ができないという場合には、教育委員会のほうに申し出ていただいて、その分につきましては、シルバー人材センターのほうに代替をお願いしておりますので、そういった面でも委託料のほうが増額になっておるところでございます。

それと、今後の受付員の課題ということですが、委員の御質問の中にもございましたが、第4次の総合計画の中で、協働ということでもございますので、幼稚園、学校の安全対策というところを目指す姿ということで、子どもたちが安全で安心して快適に学んだり遊んだりすることができていますというような10年後を目指す姿を示しております。

その中で、みんなで取り組むこと、市民の役割ということの中で、地域の子どもたちを地域で見守ります。そして、学校や子どもたちにかかわるさまざまなボランティア活動に参加しますといった形

で、第4次総合計画で示しているところ
でございます。

したがいまして、我々といたしまし
ても、この受付員制度が多くの方
々に参加いただきたいというふう
に思っておりますが、広報にもホ
ームページのほうにも、ボラン
ティアの方々の募集の案内を掲
載しているところですが、なか
なか数多くの方々のボランティア
が募れていないというのが事実
でございます。

したがいまして、この第4次総合
計画の中でも書いておりますよ
うに、市民の方々がたくさん参
加いただけますように、受付員
が活性化できるように、この3
月17日に、今現在行っていただ
いております受付員の方々の研
修会を開催いたします。その中
で、今、申し上げました第4次
総合計画にこのことも示して、
よりこの受付員制度が活性化
できるような研修会で、皆さん
の御意見等をちょうだいさせ
ていただいて、より一層活性化
につながるような方策を導き出
したいなというふうに考えてお
るところでございます。

続きまして、エアコン設置の工
事の契約ということでございま
すけれども、契約担当の財政課
とも協議をしております。一括
の発注ということで考えており
ます。

この一括発注ということで、その
中でも地元業者の下請等云々
ということで御質問ございま
したが、この件につきましては
、財政課のほうに一括して願
いをしておるところございま
すので、御答弁はできません
のでよろしくお願ひします。

あと、工期内竣工ということも
ございます。なお、この事業に
つきましても、国のほうの予
算も繰越事業でしております
ので、工期内、年度内に竣工
しなければ、国からの交付金
もいただけなくなってしまう
こともございます。そして、一

括発注することによりまして、
経費の節減にもつながります。

また、工事監理を行います関係
上、数多くの業者が入ります
と、各業者にその指示を出さ
なければならなく、大変労力
が必要となってまいります。

また、建築住宅課のほうに、
監督のほうもお願いをするわ
けでございますけれども、その
都度違う業者に指示を出す
ということも、これもかなりの
労力が必要となってまいり
ますので、一応一括発注とい
うことでの設置工事を進め
て、契約のほうの入札を進め
ていくということでございま
すので、よろしくお願ひいた
します。

○柴田繁勝委員長 以登田参事。

○以登田教育総務部参事 それ
では、不登校にかかわりまし
ての御質問にお答えしたい
と思ひます。

まず、人員の充足等ございま
すけれども、嘱託員を中心
にいたしまして、いわゆる勉
強の中身につきましては、教
材等につきましては、学校
との連携等を行いながら進
めております。人数ですね、
何人来るかという部分でふ
えてきましたら、さわやかフ
レンドの数で調整したりし
ながら運用をしております。

それから、委員御指摘のと
おり、御家庭への支援が必
要と感ずるケースもふえて
きております。こういうケ
ースは、保護者の方に対する
カウンセリング等を行う、
そして必要に応じて、もし
来れたらということござい
ますけれども、親子、それ
ぞれ並行面談等もしながら
、親御さんに対してはこう
いうふうな傾向があるとか
、お子さんはこうだとかい
うふうな、それぞれの話を
聞きながら、その御家庭
に対する必要な支援とい
うようなことを実施して
おります。

それから、家庭児童相談室
と連携して

いるケースも現在のところもございませうので、今後この結びつきが一つの課の中で展開されますので、より手厚い支援ができるかなというふうに思っております。

それから、学校での取り組みでございませうが、担任が不登校の子どもに対してどうしようかということになりましたら、学校内でその課題に対応する委員会というのを開催することになっております。この委員会で、いわゆるケース会議を開きます。

従来でしたら、学校の職員だけだったのでございませうけれども、スクールカウンセラーだとかスクールソーシャルワーカーが入りまして、より専門的なアドバイスをしながら、校内でその子にとってはどうあるべきかというふうな論議をいたします。

それでも、まだ課題解決に向かえないようなことになりましたら、外部の関係機関連携ということで、我々のほうに連絡が入ることになっております。

そして、我々が連絡を受けましたら、学校へ出向きまして、情報収集をしまして、その子にとって一番何をしてあげることがいいことかということを中心に、またそこでケース会議を行うことになっております。

それから、相談の場所についてでございませうけれども、今後の相談の窓口といひますか、相談場所についてでございませうけれども、香露園にございませう現在の教育研究所、新たに教育センター構想がございませうけれども、そこと、千里丘で現在行っています子育て支援センター内、そして鳥飼のつくし園で行っております子育ての相談等も、それぞれ継続して相談活動をさせていただきますので、決してサービスの低下には結びつかないように、市民の皆さんが便利に使えるようなところを目指したいというふうに思っています。

それから、もう一つが地域に足を運んでということにございませうけれども、各学校での状況把握ということに、先ほど学校との連携を進めたいという部分でございませうんですけど、学校の中で、いわゆる子どもたちが学級に入れないうけれども過ごせる場所といひかな、そういったようなものを一つつくっていくということに、それぞれの学校の課題、現在もそれぞれ工夫されておるんですけども、そういうものを一つつくっていくということに、大きな課題解消に向かう一つのポイントかなというふうにも思っております。

そういう動きと、我々の関係機関との連携というのを進めまして、より手厚い支援ができるんじゃないかなというふうなことを考えております。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋学務課長 安藤委員の2回目の質問に順次、御答弁申し上げます。

まず、就学援助制度の見直しでございませうが、いわゆる就学援助の考え方につきましては、明治、大正のころからあったものというふうにいわれております。その後、昭和21年に生活保護制度ができたときに、そこに吸収されることになって、一時期その考え方というのがなくなっておるわけなんですけれども、その後、やはり生活保護制度には属さない、制度にはかからないが、やはり困窮されているという方々を対象に、市町村独自で再度また就学援助的な考え方の下に、その制度がはじまったということになっております。

その後、法整備がされまして、現在、自治体の裁量の下に運用されているということになっておるわけなんですけれども、本市の場合は、この自治体の裁量の部分で、認定者の考え方をより広く考え

ております。

したがいまして、生活保護の方々のポーターというよりは、子育て支援的な制度、政策の下で、この就学援助制度というのを実施しておるのが現状でございます。

ただ、行革の中ではやはり市全体の財源的な問題もあることは事実でございますし、その部分を教育委員会としても無視するわけにはいきません。

先ほどもありましたが、低所得化が進んだ中で、生活保護には属さない方々をどういうふうにとらえて、どういう運用をしていくかというところを考えましたときに、就学援助制度の本来の意義であるところに立ち返って、やはりより低所得の方々を救済するというのが、自治体としての役割であろうというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、中学校給食でございます。中学校給食につきましては、大阪府のほうで一昨年の2月にスクールランチ事業に関する最終報告がございました。これにつきましては、学識経験者、PTA、市町村、並びに事業者等も入る中で協議し、最終報告をつくり上げたわけなんですけれども、それから2年後に、このようにイニシャルコストの大きな経費を補助するという考え方が出てきておまして、府の考え方がよくわからない部分はございますが、本市といたしましても、やはり中学校給食については、一定方向性を出す必要があるのだろうというふうに考えております。

本市の場合、従前から申しておりましたように、自前の給食調理場による完全給食方式が最もふさわしいだろうということでは、述べさせていただいていたわけなんですけれども、そのほかにスクールランチ方式と弁当斡旋方式という三つ

の方式が考えられるわけなんですけれども、本市が考える完全給食の部分については、やはり一番ハードルが高いと。コストの部分だけではなくて、これは学校のほうの教育の観点、学校の体制のほう、やはり非常に大きな問題というか課題というふうになってくると思っております。

それと、やはり中学校の生徒の体力、学力を踏まえたときの、栄養と食というところを最重要視しなければなりませんので、そのあたりを総合的に勘案して、どういった選択肢が早期に可能なのか、ということでは考えてまいりたいというふうに思っております。

次に、こども園関連の御質問でございますが、先ほど市全体の就学前教育の指針的な就学前教育の手引ということで御答弁させていただいたわけなんですけれども、具体的にこども園となります別府におきましても、現在、保育士、幼稚園教諭が中心となりまして、こども園で運用していくカリキュラム等について検討をしております。

この保育所と幼稚園のさまざまな違いという部分でございますが、この就学前教育の観点を推進していくに当たって、やはり小学校への円滑な接続の実現ですね、これを踏まえたときに、保育所と幼稚園の大きな違いというのは、必要ではないだろうというふうに思っている部分はございます。もちろん、さまざまな違いを一挙に集約するということは、小さい園児たちにとってもやっぱり戸惑いがあると思っておりますので、保護者会の部分も含めて先進事例等を参考にしながら、無理なく徐々に統一していきたいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 門川課長。

○門川青少年課長 それでは、安藤委員の2回目の御質問に、御答弁させていただ

できます。

青少年課にかかる分で、学校・家庭・地域連携教育支援事業補助金の分で、約33万円ほど今回減額になっているというこの御質問ですが、これにつきましては、放課後子ども教室において、教材と消耗品等をそれぞれ小学校に準備をしておりますが、平成16年からこの制度ができて、ある一定の材料等がわかってきておりますので、それで精査させていただいた結果でございます。

あと、状況の件でございますが、わくわく広場のほうにつきましては、平成22年度の事業はもう終わっておりますが、大体平均的に全小学校をとりましても、約62名の児童が毎週水曜日利用していただいております。ただ、摂津小学校、それと三宅柳田小学校におきましては、大体平均100名ほどの参加ということもありまして、こちらはちょっと安全確保で今後やっぱり課題がありますので、この点については、例えば多目的ホールをお借りするとかいった観点も、今後考えていかないといけないなという事は思っております。

それと、しゅくだい広場につきましては、次年度につきましては、学校教育課の予算のほうにシフトさせていただいております。青少年課のほうでは平成23年度の計上はしておりません。

しゅくだい広場につきましては、学校によりましては、図書室を開放させていただいているんですけども、対象年齢が3年、4年が主でしております。大体2名の元教員の方ですね、若しくは読書サポーターの方を配置させていただいて、事業展開をしていただいております。

あと、学童保育の関係で、平成22年度は、3,000万円を減額させていただいておりますが、補正をしてはどうか

というお問い合わせでございますが、予算の原則からいきますと、当初に計上しておくべきかなという考えを持っております。ただ、平成23年度につきましては、再度精査させていただきまして、1億6,000万円を計上をさせていただいております。

あと、もう二、三点ですね。夏休みの待機児童の解消で、一応青少年課のほうでも、やはり夏休みになりますと、ホームによっては1年生の児童については、もう家で留守番ができるとかいったようなことで、入室を辞退というか、退室されるケースも出ております。

今のところ、一斉受付が一応定員となっているわけなんですけれども、その定員の見方がいいのかどうかということも実際に我々も思っておりますので、今後そういったことについても、再度見直しをしながら考えていかないといけないということは十分認識しております。といいますのは、ホームによって面積がかなり違ったりしております。空き教室をお借りしているところについては、大体64平米ということで、大体40名の確保という形になるんですけども、あとで設置させていただいておりますプレハブ等については、60平米とかそういうのがあります。ですから、今規則でいきますと、一応40名定員となっているわけなんですけれども、一斉受付を定員とみておりますので、そうなりますとすべてを受け入れるという形になった場合に、それに対する部屋の確保がなかなかできないケースもございます。それで、一定程度の面積をみながら、その定員を確定すべきではないかということも内部では検討しておりますので、それについては今後研究等をさせていただいて、適正な形に持っていけないといけないということは十分

理解しておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今回支援を必要な方も一応待機になっておりますが、今のところやはり申し込みされる条件ですね、就労支援ということで受けておりますので、そういったことは条件は同じだと思ひるので、先着順で空きがあれば入るといふ形にしております。

それと、今年度一斉受付の後ですね、待機になっている1年生の、学年別でいきますと、1年児が11名おられます。2年児が21名、3年児が12名おられます。1月末以降、申請に来られる方に理由等をお聞きするわけなんですけれども、2年、3年児の方については、一斉受付の申請忘れといふのがやはり多いかと思ひます。

市のほうも、当然啓発するといふ意味で、広報掲載させていただいたり、継続される方については、ホームのほうから通知をお渡ししたり、新1年生の方については、学校案内等でそういう学童の通知等も差し上げていますので、一定の啓発はさせていただいているんですけれども、遅れて申請をされるケースも出てくるかと思ひます。

あと、保育所等5歳児の情報収集については、今のところそれはしております。ただ、上がられる年齢ですね、5歳児の方の全体の人数は把握はさせていただいているんです。それに対して入室率等を掛けまして、予測はさせていただいているんですけれども、それがなかなか合っていないということもありますので、委員御指摘のように、今後そういった情報をできる限り収集させていただいて、近い数字になるような努力はしていきたいと思ひます。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 それでは、生涯学習スポーツ課にかかわります2点につきまして、御答弁させていただきます。

まず、社会教育施設における駐車場の有料化の問題でございますけれども、社会教育施設は市内には公民館、図書館、体育施設がございますけれども、それぞれ先ほども申しましたように、駐車スペースであったり、駐車場の立地条件、さまざまな違いがございます。

また、施設を御利用いただく方の形態も、例えば図書を返しに来る、施設の申請に来られる、また講座を受けに来られる、スポーツ大会等に長い時間参加される、さまざまな形態があらうかと思ひます。

ただ、来られる手段といたしましては、自動車の方も多いんですけれども、本市の場合は、地域にきめ細やかに公民館、体育館等がございますので、徒歩や自転車の利用といふ方も多くおられると考えております。

社会教育、生涯学習の目的である、いつでもどこでも学べる施設としてあるべきという方向性もあり、現状の無料といふのは多くの方が望まれると思ひますけれども、今回の有料化の考え方といたしましては、環境に優しいまちづくりであったり、交通渋滞の抑制、利用者負担の原則、こういったものが念頭にありまして、施設利用者の方に限らずすべての市民の方が利用できる駐車場、そして市民サービスの向上と公平性の確保に努めるとされているものでございます。

担当課といたしましても、社会体育施設や社会教育施設、こうした利用者の方が実際どのような利用の仕方をされているのか、また滞在時間はどれくらいおられるのか、こういったものも掌握する中

で、庁内会議の中で導入施設等の議論に参画していきたいと考えております。

それと、2点目でございますけれども、吹田操車場跡地の明和池遺跡の埋蔵文化財の考え方でございますけれども、吹田操車場跡地につきましては、土地区画整理事業といたしまして行っておりますけれども、大阪府教育委員会、吹田市、摂津市、UR都市再生機構、大阪府文化財調査研究センター、この5者で文化財調査に関する協定を締結しながら取り組んでおります。

現在、東西道路の予定部分を中心に発掘調査・記録保存を行いまして、現在は埋め戻した状態となっております。

今後、下水管をはじめ都市基盤整備にかかります整備、また開発行為なんかが行われることが想定されておりますけれども、そういった場合、文化財の担当課といたしましても、経費的な問題もありますけれども、できるだけ埋蔵文化財を破壊しない工法であったり場所を設定していただきたいといった考え方を、5者協議の中でも意見として申し上げてまいりたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 市民図書館にかかわります、モニタリングを行うときの第三者機関としての役割についての御質問に、御答弁申し上げます。

先ほど1回目の質問のときに、モニタリングに関する要項等を若干説明させていただきましたけれども、基本協定の中にモニタリングに関する要項を定めておりまして、これについては必要な事項を定めて、まずモニタリングの目的でございますけれども、モニタリングは、指定管理者によりまして提供される摂津市民図書館及び摂津市立烏飼図書センターでのサービスの水準を評価することを指すも

のであり、これを行うことにより、両施設の利用者が抱えている図書館サービスに対するイメージ、要望等を把握するために行うものと考えております。

モニタリングの要領としましては、まず、実施者として、指定管理者、教育委員会、第三者、第三者として、施設利用者等を考えております。この第三者につきましては、後ほど御説明させていただきますけれども、市民図書館等協議会の委員を考えております。

あと、実施時期につきましては、定期または不定期と考えております。

実施方法としましては、報告書、ヒアリング、アンケート、図書館立入確認等を行います。

指定管理者におきましては、業務報告書の提出、図書館利用者へのアンケート調査を行っていただきます。

教育委員会としましては、指定管理者が提出します報告書等の確認、随時に有事の立入確認、指定管理者との協議を行います。

あと、第三者としては、今言いましたように、市民図書館等協議会の委員でございますけれども、これは、議案第18号のほうで説明させていただきますので御了承ください。

あと、モニタリングに必要な文書、モニタリング結果の公表等でございますけれども、実施者においてはモニタリングの結果を公表するものとします。指定管理者及び教育委員会が、モニタリングの結果を生かす取り組みとして双方が協議していくと。

協議する場としましては、年4回ぐらいを想定しておりまして、教育委員会の生涯学習課のほうから2名、あと指定管理者のほうから館長も含めて2名とで随時協議していったら、市民サービスの円滑

な運営を図れるような協議をしていって、サービス低下を伴わないように頑張っていきたいとは考えております。

あと、結果を公表しまして、最後にその結果を指定管理者が図書館運営の適正化、円滑化を生かしていただいて、教育委員会は両施設の設置者として市民への説明責任を果たします。

このように、指定管理者、教育委員会、第三者機関でもって、市民図書館の市民サービスの水準を向上させるものとして、モニタリングは欠かせないものと考えており、実施時期等を踏まえ、今後も教育委員会と指定管理者において協議をしてまいりたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 これでは、答弁が終わりましたね。

安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

補助金との関係は、御答弁いただきましたので理解しました。市独自の努力というのは引き続きぜひ頑張りたいと思います。人的な保障をぜひお願いしておきたいというふうに思います。

それから、安全の受付員、なかなか人が集まりにくいという現状は、やはりいろいろな組織の中でも課題となっておりますけれども、子ども、学校との地域の方とのかかわり合いというのを密にしていくというのは、ひいては地域の安全ということになると思いますので、粘り強く、やっぱり現場の職員や教育委員会のほうで頑張っている姿というのが響いてくるのではないかとというふうに思いますので、その点はエールを送っておきたいと思います。

英語については、ネイティブなALTの授業と、それから使える英語プロジェクトと連動して、効果を上げるようなも

のにしていただけたらと思います。要望しておきたいと思います。

それから、わくわくとしゅくだい広場についてですけれども、しゅくだい広場のほうは、青少年課から学校教育課のほうに、予算のほうは移っているということなんですけれども、それは担い手は変わらないのか。予算のついている科目が違っただけで、担い手は同じであって、ただ指導したり報告を受けたりする分については、部署が変わることなんでしょうか。ちょっとその辺のことをまた確認だけさせてもらいたいですよね。

中学校のほうは、学校教育課が以前からやっておられる、小学校だけ、わくわくとの関係で青少年課がやっておられるということですので、そこはもう少し整理して、もう一回確認だけさせていただきたいと思います。

駐車場については、もう駐車場の有料化が絶対けしからんというような立場ではないんですけれども、やはり社会教育の考え方からいって、行革で有料化を進めていく、受益者負担でやっていく、環境対策としてやっていくという観点の中に、やはり生涯学習、社会教育という観点で、きちんと庁内の中で議論をしていただきたいと思います。

そのためにも、教育委員会として物差しというのでしょうかね、こういう理念の下で駐車場のあり方、それから地域にある社会教育施設へ、市民の皆さんの足を運んでもらう利便性ということを総合的にぜひ検討をしていただく。

それで、生涯学習推進本部というのは、全庁的に展開されているわけですから、そこの中での議論というのをきちんとしていただきたいなというふうに思います。要望です。

学力テストですけれども、悉皆調査と

いうのも市でやるときには、全校でやったほうが学校の傾向が出るというようなことでありますが、もともとこの学力テストで委託してやっておられるわけですから、テストが返ってくるのはちょっと時間がかかるわけですよ。回答が戻ってきたときには、余り子どもってピンと来ておりませんし、日々の教育実践の中では、もう既に話はどんどん進んでいるわけで、課題解決をしながら日々の教育実践をやっておられるわけで、この学力調査というのは、個人の学力の定着度を調べるのではなくて、地域での傾向を調べて対策を打つというのが目的なものですから、それは毎年やる必要もないですし、毎年試験をやる人が変わっていくわけですから、その年によってその学年の傾向も出てきてしまいますから、大まかな傾向がつかめれば、あとはそれに対する対策を打ちながら、粘り強く取り組むことが必要であって、毎年テストをやるということによって、場合によっては、テストの結果そのものの序列化というものが、入り込んでくる余地も当然あるわけですので、その点は意見を申し上げておきたいと思います。

ぜひ、現場のほうの負担にならないような対応をとっていただきたいというふうに思います。要望とします。

教育関係団体補助金についてですが、いろいろ各課にまたがって補助金の支出をしてきたと。ですから、判断基準もそれぞれの課ごとによって違うものを一つにまとめて、同じ基準に基づいて精査をしていくということなのかなというふうに思うわけです。

各関係団体が、それぞれの目的を持って運営されているわけで、その目的が子どもたちの教育に還元される教育内容にもいい影響を与えられるということで、

今まで補助金も出してきたわけですね。

ただ、今までの流れで来て、時代的にはもう役割を済んだものとか、中には当然あると思うんですね。そういったものをきちんと精査していただきたいなと思います。

できましたら、やはり私どももいろいろな団体に補助金を出しているのは、科目であれば、ああここに出しているんだなとわかりますけど、こういう予算書とか決算書で合計でまとめられてしまうと、今度は私たちのほうで、いや、どこにどんなふうにしたのかなというのが非常に見えにくくなっているということであれば、議会に対しても、それから市民に対しても、団体補助金に対してどういう観点でこれは削ります、継続しますということを明らかにしてほしいなと思うんです。その点だけお聞かせください。

不登校の問題です。本当に大変御苦労されておられるかと思えますけれども、よく平日の昼にですね、子どもが地域にいる姿を見るんですね。学校がちゃんと把握をしていると、ああ、この子はこういう環境でこういうことで、なかなか学校に来れないんだなというようなことで、把握されているとかいうことであれば、また別の問題であると思うんですね。

難しい問題だなと思うのは、御家庭がもう全く学校や教育委員会等の接触を拒否されてしまっているようなケースというのは、多くはないと思うんですけれどもあると思うんですね。

そのときに、子どもは結局そういった教育を受ける機会というものをどんどん失って、中学校卒業の年次を迎えて、中学校の卒業をしていってしまうということになってしまえば、これは親と子どもの関係ではなくて、その子どもの教育学習権にかかわる問題になってきま

すと、やはり市教委としてきちんとした対応が必要なのではないかなと思うんです。ただ、それは学校任せになれば、それはもう対応も難しいです。先ほどもお話ありましたけれども、集団で論議をし、集団対応し、外部との連携も図りながらやっておられます。そういったものも駆使していただいて、対応を図っていただきたいなと思いますし、その点の困難事例等も集中的に議論も進めていただきたいなと思いますので、その点、大変だと思えますけれども、1人の子どもも教育の機会から漏らさないという決意で頑張っていたいただきたいと思います。お願いします。

国旗・国歌の問題ですが、きのうですかね、東京の高裁判決、今までの不起立処分取り消しという判決が出ました。

その中身については、東京都の処分の仕方が余りにも大阪とは違う中での判断であったかなというように思うわけです。

やはり、基本は憲法に基づいての子どもたちの教育を受ける権利、学習の機会の権利をどう保障していくのか。同時に良心の自由、内心の自由を保障していく。非常にこのせめぎ合いですね、教育をする上ではこういった方針でやっていくというものと、内心の自由というものがありますが。歴史的にいろいろな問題を抱えている問題で、指導の仕方というのはいろいろな方法があると思うんですね。

上からこういうやり方じゃないとだめだということになれば、これは、逆に教育現場への不当な介入というようなことにもなりかねないと思うんですよ。それは、教育行政の法的な根拠に基づいた指導であっても、不当な介入だということもあり得るとするのは、当時の最高裁の精義の中にもあるわけですね。それはやっぱり注意しないとイケないなというよう

に思いますので、私はこの際意見を申し上げておきたいというふうに思います。

学習指導要領は、絶対という、それを無視せよということではないですけども、やはりそれぞれの自主性であるとか、それから判断基準の幅をしっかりとっていくということが、よりその子どもたちに対して、効果的な教育ができるのではないかなというふうに思いますので、この点も意見として申し上げておきたいと思います。

就学援助です。見直しの方向性なんですけれども、やっぱり低所得化が進んでいるというのはもう紛れもない事実であって、同時に学校での負担の重さというのも紛れもない事実であって、やはり教育は無償であると、義務教育は無償であるという原点に立ち戻って、負担感のないような施策を進めなければいけない。

本来、一義的には国がやるべきものがありますけれども、そうならない中で、就学援助金制度が補完しているという側面もあると思いますので、見直しの方向としては、最初に御答弁いただきましたけれども、200万円以下の世帯が非常にふえていると。200万円以下といえば、この間の社会問題であるワーキングプアといわれている人たちですね。まじめに働いても食べていけない、生活できないというような収入の人たちが今、子育てをし、子どもを学校に行かせていると。

そんな中で、教育を受けていく上で困難に陥らないようにということですので、より重点化をしていくのであれば、その重点的なところをどうするのかということも明らかに、早急に明らかにしていただきたいなというふうに思います。

判断基準としては、今、4人家族でいきますと、就学援助金の認定基準は37

0万円ぐらいだったかと思うんですね。給与所得者でありましたら、収入ベースでいえば520から530万円ぐらいとなります。この520から530万円が、今、見直しをおっしゃっている皆さんからすれば、もう既に教育就学困難な家庭ではなくて、それほど困窮しているんじゃないんじゃないかというような判断の下、もう少し下げて、もっと低いところに重点的にやろうということをおっしゃっているのかなと思うんですけども、同時に、今、私の周りにもたくさんいらっしゃるんですが、子どもを抱えている、学校行かせている親御さんの中で、これだけ景気が悪くなって仕事がなくなってきた中で、家を買ったけれども、二、三年でローンが払えなくなって、仕事をなくしてローンが払えなくなる。もう家は、抵当に入ってしまった。でも、子どもは学校に行かせなきゃいけないし、借金も払わなきゃいけない、家は出なければいけない。そういう方々というのは、収入は、幾分まだ去年の収入があるわけですから、一定の判断基準でいえば、収入の高い人だといわれてしまいます。

それから、自営業者の方ですと、収入はあっても、そこから経費を払わなければいけない、買掛金を払わなければいけないということですのでね。そうすると、生活費に使えるお金というのはうんと減ってしまうわけで、子どもたちが結局そういった景気の関係で収入はあっても、所得は数字上はあっても、就学困難な状態に陥っているという実態は本当にふえている、私の身の回りの本当わずかなケースでもふえているんですね。

そういったことは、やっぱり実態としてよくみていただきたいですし、学校現場にもそういった声とか家庭の状況というのは届けられていることが多いと思う

ので、そういう情報もぜひ収集していただきたいなと思うんですね。

大阪府の今の教育行政ですとか、大阪府政の進む方向性でいうと、私はなかなか賛同できないことが多いんですけども、補助金もどんどん削っておりますしね。ただ中学校給食ですとか授業料の無償化というのは、やっぱりいいことだと思っているんですよ。高等教育に対する保護者負担の高さというのは、日本というのは世界でも有数に高い国であって、国連憲章の中でも無償化に向けた批准を進められていても、日本とマダガスカルだけはまだ批准していないというようなことで、いろいろ指摘をされている状況にあるんですけども。勉強したいという意欲のある子が高校に通う、大学に通うための経済的な負担を軽減するというのは、行政の責任、役割でもあるし、そういう人材をつくるのは、その家庭やその人だけじゃなくて、家族全体のプラスになるわけで、非常に重要なことだと思っています。

新年度、大阪府も私立高校の授業料無償化の所得制限を引き上げますよね、350万円。収入ベースで約350万円だったものが610万円まで。私立の高校の授業料を無償にしました。もちろん、それには私立高校の負担などあって、財源の問題とか全体の枠組みをみると問題点はありますが、考え方としたら、義務教育でない高等教育に向けても無償化の流れが進んでいるんですね。

歴史的な就学援助の歴史的な経過も大橋課長お話しいただいたんですが、時代というのは非常にどんどん進んでいて、所得の低い人と高い人との格差が広がっている中で、中間層もどんどん低所得のほうに追いやられている状況が現実としてあります。そういう人たちにもしっか

り教育が受けられるようにするということが大事であって、現段階では、就学援助金制度というのは摂津の誇れるものであるし、命綱的な存在だと思いますので、見直しの方向をこれから進めていく上で、その観点をぜひ入れながら、検討されるのであればやっていただきたいというか、そういう観点をに入れてほしいというように思います。見解を教育長か部長にお願いします。

給食については、民間委託は見直すべきだと思いますが、現状は2校で進められておりますので、安全・安心が脅かされないような検証というのは、しっかりやっていただきたいと思います。

中学校給食についてですけれども、御答弁がありましたので、努力義務を果たすという立場で議論をしていただきたいと思います。

スクールランチ方式というのが、実際もう利用率が少ないと御答弁されていましたが、本当にそうだと思います。中学生のお弁当の状況をみますと、非常に貧困だといわれていますね。お弁当を持ってくる率は高いというふうにお話ありましたけれども、お弁当を持ってこれないとか、共働きの親が非常にふえていますから、冷食をレンジでチーンして持っていくと。それでも愛情弁当には変わりはないんですけれどもね。

しかし、お金を受け取って、学校に行く前にコンビニでおにぎりか何か、お弁当を買っていくわけですが、やはり子どもも経済観念がしっかりしてきておりますので、500円預かったら300円ぐらいで高カロリーのおなかの膨れるものを買って、残りをゲームのソフトに回すとか、そういうような実態が現実としてあるわけで、これをやりながら体力や知力や徳育や学力をとというのは、やはり問

題だと思しますので、そういった観点からもぜひ前向きな検討をしていただきたいというふうに思います。

これも、教育長から少し見解をお聞かせいただけませんか。

こども園は、幼保連携の問題です。本当に現場では難しい問題がたくさんあるかと思いますが、遺漏のないようにやっていただきたいというのと、保護者同士の連携を図っていくためにも、園がやっぱり中心にならなければならないと思います。今年度入園される方で、こども園にかかわる方というのは、今度幼稚園に入る方が、来年度年長のときにこども園になるということですので、すぐにその辺の連携を図ることは難しいのかもしれませんが、その点にも配慮をしていただきたいなというふうに思いますので、要望としたいと思います。

学童保育ですが、ぜひ待機の問題、検討をしていただきたいと思えますし、入室者の予測のときの観点としても、保育所に通っていた子どもたちというのは、やはり保育の欠ける児童ということで保育所に入っていたわけですので、そういったところの情報と合わせながら、検討をしていただけるように要望しておきたいと思えます。

図書館ですが、また後から図書館等協議会の条例の審議がありますので、そちらのほうでまたやりたいと思えますけれども、要はモニタリングの第三者機関としては、指定管理者や市教委、それから利用者、そして第三者として、これからつくられようとしている図書館等協議会のメンバーが入って、基本協定の中に盛り込んだモニタリングを行い、公表していくということだというふうに理解しました。

最終的には、市民サービスがよくなる

ということが一番の目的だったはずですので、それに向けた取り組みをやっていただきたいなと思います。お願いします。

文化財の問題については、開発、明和池遺跡の保存の問題については、もちろん開発当事者のいろいろな経済的な問題もあるかと思いますが、ぜひ保存をします。少しでも現状を守るといような立場に立って、協議をしていただきたいというように思います。

前に、テレビを見てましたら、これはそんな古い弥生時代の遺跡ではないんですけども、横浜でしたか、昔、鉄道が通っていたところですね、ちょうど向きを変えるためのそういう施設があった場所を壊さずに、透明の亚克力板を張って、通る人が昔の遺跡といいますか、施設として下を見学ができるようになっていて、上は道路とか公園になっているんですよ。そういうような保存の仕方もあるんですよ。それが、その明和池遺跡であるとか吹田操車場跡の防災公園とかいうところで、できるかどうかはちょっとわからないんですけども、やはりその場所で古代私たちの先輩が、生活を営んでいたということがわかるというのは、非常に重要なことだと思いますので、少なくとも後世にその遺跡を残してあげられるような開発、一時の開発によってつぶしてしまわないような観点で、協議をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 暫時休憩します。

(午後2時50分 休憩)

(午後3時29分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

安藤委員。

○安藤薫委員 文化財保護のことで途中だったと思うんですけども、教育委員会のほうで、遺跡保存の立場で協議して

いただきたいということ。それから、民具、農具等の保管場所としてだけでなく、地域への展示とか遺跡の学習に活用してほしいということの要望なんですけれども、先ほども御答弁いただきましたけれども、展示会ですとか、小学校の歴史講座であるとか、ふるさと案内人の方々の協働で、ぜひ活用していただきたいなと思います。あそこの貴重な施設でもありますので、やはり地域の方、それから生涯学習でいろいろ地域で活動されている方々とも一緒に議論していただいて、積み上げ式な形で活用を図っていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 前馬次長。

○前馬教育総務部次長 しゅくだい広場にかかわって御答弁申し上げます。

これまで、青少年課で所管しておりましたしゅくだい広場につきましては、学校教育課とも連携して開設を行ってまいりました。例えば、小学1年生等学級補助員や読書活動推進サポーターがその勤務を終えた後、引き続きしゅくだい広場の指導者として指導に当たる、そんな体制をとっておりました。

今後、学校教育を担当する課に、この業務は移管されますが、これまでの体制というものを引き続き維持して、更に子どもたちの学習習慣の定着、あるいは学力向上に資するような活動を続けてまいりたいと思っております。

次に、教育関係団体の補助金についてでございます。

一つにまとめると非常にみえにくくなる、その御指摘のようにならないように、一つは、やはりこの関係団体が、学校も含めてこの補助金をもとに、どんな活動をしているのかが明らかになるようにすることが、透明性の確保かと思っております。

ます。

もう一点、そのことと関係もしますが、情報発信を各団体からいかに行っていかということについても、我々は指導してまいりたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 教育長。

○和島教育長 それでは、私のほうから2点について、考え方をお話しさせていただきたいと思えます。

1点目の、就学援助制度の見直しについてでございますが、これについては、先の本会議の中でも御答弁申し上げておるところでございます。そして、またきょうの委員会においても担当課長のほうから細かく説明をさせていただいております。

私たちはこれまで、昨年度、第4次行財政改革実施計画つくる際には、一つの見直し項目であろうということで議論をしてまいりました。これは、先ほども答弁いたしておりますけれども、私どもではこの就学援助制度は、子育て支援という観点からずっと、認定基準額について生活保護基準の1.3倍を堅持してやってきたわけですが、先ほど数字も出ておりましたけれども、認定率は、40%近いところまで来ているということ。そして、それを判断するときに見ましたら、今1.3ということで、委員のほうもお話しされておりましたけれども、所得額では369万8,000円、年収額で530万円の層、その方までも対象となります。今日の給与所得者の状況をみますと、先ほども説明しておりますけれども、低所得化が進んできているということで、このままで行けば40%が、もっと50%、60%にまで対象が広がることにもなります。そこまでの制度というのが本当にいいのかどうかということも議論の対象になったところです。

それで、他市でも1.3であったところが1.2とか1.15、あるいは1.0までも持っていく市もあり、私どもではやはりこの基準額の見直しということは、避けて通れないだろうと思っています。

そして、それによって出てくる財源、当然出てまいります。例えば1.1にしましたら所得額が322万2,000円で、年収額は470万円。この差が47万6,000円ぐらい出てまいりますけれども、私は、私どもの考え方では、やはりここから出てきた財源を、本当にもっと困っている方にまわすべきだと考えています。

以前にも、同じ会派から御質問を受けましたけれども、義務教育にかかる経費は、さまざまあり例えば、教材費などのほかに、クラブ活動費にもまわしてほしいとか、PTA会費にもまわしてほしいとか、いろんな意見が出ましたけれども、私どもではやはりもっともっと支給対象を絞り込んで、そして本当に困っている層に対して扶助費の範囲を広げて手当てをしていきたい、そういう見直しの考え方を持っております。

ですから、今後まだ基準額、認定基準額、どこまで見直していくかも決めておりませんが、また援助費の範囲をどこまで広げるかということもこれからの議論だと思っていますけれども、やはり一定の見直しをしていかないと、この制度はもう成り立たなくなっていくんじゃないかと思っています。

現在、まだ結論も出ておりませんが、この1年かけて来年度に向けて、平成24年度に向けて制度設計をしていきたいと、そのように考えております。

それと、中学校給食の考え方ですが、これにつきましても、先の代表質問でお二人の議員から御質問を受けてお

ります。そのときも答弁させていただき
ましたけれども、私どもでは、基本的に
これまで考えてきたのは、中学校給食の
あり方を考えたときに、摂津市の場合、
弁当持参率が80%から90%の子ども
たちが持ってきています。私はやはりこ
の弁当ということは捨てるがたいと思っ
ています。思春期の子どもたちにとって
弁当は、保護者の方とつなぐ接点にもなっ
ています。このことは、教育的な観点か
らいえば、何とか残したいなという思い
があります。

ただ、御質問の中に出ておりますけれ
ども、今日の摂津市の各家庭の状況、両
親がともに働いておられるとか、お弁
当をつくることの負担感とかいろいろな
ことがあり、この間の代表質問のとき
にも部長も答弁していただきましたけれ
ども、保護者の方は、中学校給食を導
入してほしいという人が非常に多いけ
れども、一方、子どもたちはアンケート
をとれば、やっぱり弁当がいいんだい
う方もたくさんいるというようにもあ
ります。先ほどから議論になっていま
すように、大阪府の補助制度、イニシ
ャルコストの2分の1を出しますとい
うようなことで、この5年間で導入し
てほしいという話もあります。

私は、これからその財政的な面を考え
ても、イニシャルコストは2分の1、あ
とのランニングコストは3,000万円
から4,500万円ぐらい、3,000
万円以上ですね。扶助費の部分も負担
が出てまいりますから。そのぐらいの
額が毎年かかってくるというように、
1校についてですよ。そういうことにな
れば、財政的な面から考えたら、もう
一度ゆっくり、これはじっくり考える
必要があります。そして、もう一つは、
教育的な観点からどうなんだというこ
とも、もう一

遍考えていかなければならないと思っ
ています。

そして、導入するには、まだ大阪府の
補助の制度の具体的な案も出ておりま
せんので、それもみながら、そしてや
はり摂津市の家庭の状況等をもう一
度みながらやる。導入するときには
いろいろな方法があると思います。弁
当方式以外では、三中でしたら食堂、
それも保護者会の方が自主運営とい
う形でやっておられる。そういう形
もあるだろうし、あるいは、単純に
いえば自校方式、あるいはセンター
方式とか、あるいは高槻市でしたか、
以前に検討された親子方式、小学
校でつくって、隣の中学校へ配達す
るとか、いろいろなやり方があります。
そういうやり方も含めて、本当に教
育的な観点、財政的な面も含めて、
両方から摂津の子どもたちにとっ
て、先ほどの御質問の中に、子ども
たちの食生活、栄養のバランスとか、
食育の話とかいろいろ出ております
けれども、そういうことを総合的に
勘案して、摂津市の中学校給食は、
どうあるべきなのか。もし導入する
んだったらどういうやり方があるの
かとか、これから5年間という間に
という話ですから、私はじっくり情
報も収集しながら、そのあり方の
ものを、議会の皆様方の御意見も
聞きながら、また、私どもでも検
討して、最終的に決定していきたい
と、そのように思っております。

○柴田繁勝委員長 続いて、南野委員。
○南野直司委員 安藤委員のほうから
質問がありましたし、先の本会議の代
表質問に対しての答弁と重なる
ところもあると思いますが、よろ
しくお願いいたします。

予算書の歳入のほうからお聞かせ
いただきたいと思っております。31
ページです。

1点目です。青少年運動広場使用料2

30万円についてでございます。この230万円についての中身について、お聞かせいただきたいと思います。

予算書のほうには、照明設備の使用料はついてなかったように認識しております。中学で二中と四中のほうはついておったように思います。その辺も含めて、中身についてお教えいただきたいと思います。

それから、二つ目に、同じく31ページの温水プール使用料707万3,000円についてでございます。これも中身についてお聞かせいただきたいと思います。

例えば、小学生、中学生、どれくらいの方が年間使用されているのか、聞きたいと思います。

それから、三つ目です。予算概要の106ページ、教育相談事業、先ほどからありましたけれども、1,787万8,000円についてでございます。これも、具体的な事業の中身について、お聞かせいただきたいと思います。

それから、予算概要の110ページです。

1点目は、スクールガード・リーダー配置事業54万6,000円。それから、学校教育相談員配置事業、新規の分で427万8,000円。それから、使える英語プロジェクト事業220万円。この三つについても、先ほどから出ていますけれども、事業の中身について、内容について、お聞かせいただきたいと思います。

それから、120ページの就学前教育推進事業497万6,000円についてでございます。就学前教育実践の手引きの策定について、そのねらいと方向性、また、作成方法について、それぞれ御答弁をお願いします。

就学前教育推進検討委員会の取り組みなども、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

それから、文化財保存継承事業263万7,000円についてでございます。先ほどから出ていますけれども、これも旧教育研究所を民具・農具・発掘調査遺物の保管場所等として利用しますと。また、第6集会場を文化財としての活用に向け、調査を行いますということでございます。

吹操跡地の明和池から遺物が出たという話でありまして、この旧教育研究所は淀川から近いという話も出ておりまして、いろいろそんなことも含めてということがありましたけれども、この間も私、言っておりましたけれども、そういった文化財は、土器等々の保存という観点もあるんですが、やっぱり多くの方に見ていただく分も大事な考え方かなと思います。特に、子どもたちですね、摂津市にはこういうのが、古い土器があるよという部分ですね。

例えば、コミュニティプラザであったり、それから、こういう観点もちょっと考えたんですけれども、この5月にこどもフェスティバルがありまして、例えば、一つのブースをキープされて、そこでちょっと展示する等々、多くの方がフェスティバルなんか集まってくるので、多くの方に、これは子どもたちも含めて、見ていただくこともできるのか。これは案ですけれども、そういう考えについて、どのように考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

それから130ページ、摂津市民図書館等協議会事業19万円についてでございます。条例のほうも議案として出ておりますけれども、先に事業の内容について、具体的な部分をお聞かせいただきました。

いと思います。

それから、補正予算のほうで聞きたいと思います。これは69ページ、学校管理費の空調機設置工事3億1,500万円についてでございます。全小学校への普通教室へのエアコンの設置について、代表質問でもさせていただきまして、財政が厳しい中、本当に地球温暖化の影響によります気温の上昇ということがいわれておりますけれども、本当に夏の暑い中、子どもたち勉強しております、平成24年からですけれども、そういった涼しい環境の中で、勉強ができるということで、本当にこれは高く評価するところであります。

この工事の具体的な中身といたしますか、細かい部分になるかもしれませんが、それは学校によって違うと思っておりますけれども、工事の中身について、具体的な部分をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、同じく学校給食費の小学校給食調理室改修工事2億6,695万9,000円についてでございます。味舌体育館の撤去・解体工事も含めた工事の具体的な中身について、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、次に73ページの公民館費の修繕料1,260万円についてでございます。これも具体的な中身についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、75ページ、図書館管理費の修繕料785万4,000円についてでございます。これも、中身についてお聞かせいただきたいと思っております。

1回目は、以上です。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 それでは、生涯学習スポーツ課にかかわります3点について、御答弁させていただきます。

1点目、歳入の青少年運動広場使用料、

230万円の中身でございますけれども、これは青少年運動広場、平成21年度実績でいきますと909件、11万2,000人以上の方に御利用いただいておりますけれども、その施設を利用させていただきます施設使用料、それとナイター施設の使用料を含めて、計上させていただいております。

平成23年度は、ナイター期間を延長するというので、平成22年度に比べ、増額の予算を組ませていただいております。二中、四中のナイター使用につきましては、予算書の32ページの学校施設等使用料の中の運動場照明設備使用料、こちらのほうで計上させていただいております。

続きまして、温水プールの予算の中身でございますけれども、温水プール、多くの幼児の方から高齢者の方まで、健康増進施設として、御利用いただいております。平成21年度実績でいきますと、一般遊泳、水泳教室、夏休みの無料開放、この三つに大きく分かれると思うんですけれども、一般遊泳の利用では、小・中学生の多くの方に利用いただいております。

全体で3万1,000人中、1万3,000人が幼児・小学生の方の御利用をいただいておりますし、水泳教室に至りましては、4万6,000人中、4万人ぐらいの方が幼児、例えば、親子教室であったり、学童の教室に入っております。

また、夏休みの無料開放には、2,400名程度の方が参加していただいております。金額の内訳でございますけれども、温水プールの入場料、それにあわせて回数券というのでも発行しております。その回数券の売上料金も含めまして、温水プールの使用料として計上させてい

ただいております。

次に、文化財であったり、吹田操車場跡地から出てきた遺物等を、こどもフェスティバル等、いろんな機会を通じて、多くの人に公開、展示してはどうかという御提案でございますけれども、やはり私どもも出土した遺物を、これは摂津の財産でございますし、後世に伝えていくべき物であると考えております。

そのようなことから、以前には公民館での巡回展示もさせていただきました。先ほど御説明もさせていただきましたように、教育研究所はもとより、市内の公民館であったり、コミュニティプラザであったり、いろんな公共施設が市内にはございます。

そういったところでの巡回展も一つありますし、御提案いただきましたこどもフェスティバルであったり、生涯学習フェスティバル、こういったところで、多くの方が埋蔵文化財、文化財に余り関心のない方が来られるようなイベントなどにも、そういった物を展示して、改めて摂津の歴史を感じていただく。また、興味を持っていただく。

特に、子どもについてはそういった物に触れていただくとか、そういったことをすれば、よりよい効果的な事業展開になるのではないかと考えております。

○柴田繁勝委員長 以登田参事。

○以登田教育総務部参事 教育相談事業の内容についての御質問にお答えいたします。

教育指導嘱託員の報酬ということでございますが、これは、教育相談をしております者で、進路選択及び不登校対応のための教室の指導等を行っている者、そして、カウンセラーでございますが、心理治療に当たっている者、そして、小学校に週に各1日派遣しています、スクー

ルカウンセラーの報酬というものが、これに当たります。

それから、報償費でございますが、スーパーバイザー、相談機関でそれぞれ難しい事例等がございましたら、このスーパーバイザーに相談いたしまして、今後の方向性とかを相談させてもらうための費用ということでございます。

消耗品費は、テスト用紙だとか、記録用紙、そしてそれをつづるファイル等の物に充てています。

そして、庁用器具費でございますが、心理検査だとか、発達検査をする検査器具、これを購入予定としております。

○柴田繁勝委員長 前馬次長。

○前馬総務部次長 それでは、学校教育課にかかわる3点の御質問に、御答弁申し上げます。

まず、スクールガード・リーダーの配置事業でございます。警察OBを地域学校安全指導員を、これをスクールガード・リーダーと呼んでおりますが、配置して、子どもの通学、あるいは下校の安全見守りを行っております。実際に、巡回指導を行いながら、見守りをするとともに、地域の見守り体制をより強化するために、指導もいただいております。

具体的には、おおむね週3回、各小学校を順番に巡回しながら、通学路の危険な場所があれば、校長にそれを知らせたり、市教委のほうへ来て、さまざまな危ない問題行動であるとか、危険箇所について知らせていただいております。

効果といたしましては、本市での不審者情報が平成20年度は60件、平成21年度が46件であったものが、今年度は2月末の時点でございますが、25件と、減っております。これは、教育委員会のほうが把握しておる数でございませ

て、全体ではないかもしれませんが、我々が把握しておる数字が減ってきているという効果がございます。

続きまして、学校教育相談員配置事業でございます。新採から6年以内の教職員が、小学校では約40%、中学校では約30%存在します。もちろん、若い力で、学校教育に非常に意欲を持って取り組んでおるところではございますが、片方で、経験というものが大変少ない状況でございます。

その中で、人材育成が本市の学校現場では非常に大きな課題となっております。そのような状況を支援するために、元教員を、具体的には元校長を考えておりますが、2名配置しまして、新任の教職員の指導を中心に小・中学校を巡回し、研修の支援を行っていく予定をしております。

また、一方で、学校はさまざまな課題を抱えております。学校経営をめぐる管理職が非常に悩む機会もふえております。配置される元校長は、その経験を生かしまして、学校経営にかかわってのアドバイスをを行うことについても期待しておるところでございます。

続きまして、使える英語プロジェクト事業に関しましては、先ほど安藤委員の御質問にも御答弁申し上げましたが、とにかく使える、あるいはコミュニケーションの手段として英語というものを常に考えられるような、そのような児童生徒を育成してまいりたいと考えています。

英語教育支援員を小・中学校に配置する。あるいは、英語を放課後に学んだりできるような英語教室を整備する。

また、ネイティブを配置することで、その発音に触れることができる。そのようなことの中から、使える英語として、身につけていくことを目指すものでござ

います。

なお、モデル中学校区で2年間研究に取り組みまして、そのほかの学校に研究発表会、あるいは、公開授業等を通して、この成果を発信し、市全体でこの成果、あるいは財産を共有していきたい、そのように考えております。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 それでは、市民図書館にかかります2点の御質問に、御答弁申し上げます。

1点目は、議案第18号で審議をいただくことになっております、市民図書館等協議会に関する御質問に御答弁申し上げます。

その件につきましては、現行の摂津市民図書館協議会があるわけなんですけれども、この協議会につきましては、図書館法第14条2項によります、市民図書館長の諮問を受け、市民図書館の事業について、館長に意見を述べる機関として、位置づけたものでございますけれども、この4月から指定管理者制度が導入されますことから、公立図書館の運営に住民の意思を反映する制度としまして、今後にも必要なことから、図書館法に基づく図書館協議会の機能を加えまして、指定管理者の図書館運営について、評価・モニタリングをする第三者機関として、役割を担っていただくという目的のために、市民図書館等協議会を立ち上げるものでございます。

この事業の内容としましては、先ほど言いましたように、図書館運営についての評価・モニタリングの第三者機関でございます。年19万円を計上しているわけなんですけれども、年3回程度の開催を持ちまして、教育委員会への諮問機関として、今回は位置づけておる関係なのでございますけれども、その分につい

ては、委員報酬としましては、6,900円の9名掛ける3回ということで、18万6,300円を計上。あと、それにかかる食糧費としまして、3回計上しますから、約2,400円ということで、19万円を計上しているところでございます。

次に、2点目の修繕料として計上しております屋上防水の修理に関してでございます。この分につきましては、平成22年度に2階のレファレンス室等に雨漏りがございまして、修理も重ねておるわけなんですけれども、この分については、応急処置的に部分的な修理しかできておりません。

あと、特殊建築物調査におきましても、指導・指示を受けました。ひび割れ等が発見されております。その関係上、修繕を万全なものにするために、今回の、住民生活に光をそそぐ交付金の対象となりますことから、繰越明許費をいただき、全額を繰り越して修繕料を執行するものでございます。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋学務課長 そうしましたら、学務課にかかわります2点の御質問に、御答弁申し上げます。

まず、就学前教育推進事業でございますが、これは平成24年4月のべふこども園開設にあわせて就学前教育実践の手引きを策定しようとするものでございます。

こども園の開設につきましては、就学前教育の充実の一手法、一手段であるというふうに考えておりました。このべふこども園で用います具体的なカリキュラムについては、現在、べふの幼稚園教諭、並びに保育所の保育士が携わりながら検討中なわけなんですけれども、本市教育委員会としまして、この就学前から小

学校への円滑な接続というものの実現を踏まえたときに、やはり幼稚園、保育所の区分なく小学校就学前のすべての子どもたちに対する、市として統一的な教育・保育目標やその考え方をあらわす、本市における就学前教育実践の指針となるようなものとして、就学前教育実践の手引きということをご想定しております。

したがって、その対象といたしましては、公立の幼稚園、保育所にとどまらず、私立の幼稚園、保育園、更には就学前の子どもたちが集う施設や各御家庭でも、参考にさせていただけるようなものについて考えております。

その中身については、具体的には、例えば、今年度を実施いたしました就学前教育の充実のためのアンケートの中で調査をいたしました、身につけておきたい生活習慣、しつけといったことの結果の分析、そのようなことを反映させながら、策定していきたいというふうに考えております。

また、策定方法なんですけれども、現在、公立の幼稚園教諭並びに保育所の保育士が中心となって組織しております、就学前教育推進検討委員会、このメンバーが中心になりながら、更に私立の幼稚園、保育園、更には、小学校の教職員の方々にも御参画いただきながら、策定委員会的なものを組織して、練り上げていきたいというふうに考えております。

次に、摂津小学校の給食場の新設工事でございますが、摂津小学校の給食場に関しましては、児童数に比して非常に狭隘、かつ老朽化が進んでおります。その給食室のドライ化改修工事の実施をさせていただくわけなんですけれども、同様に著しい老朽化が課題であった味舌体育館を撤去して、その跡地に建設をさせていただくもので、平成23年度の夏休み

に入っただけで、体育館の撤去工事を実施してまいりたいと。

恐らく、その工事が9月の中旬ごろまでかかるであろうということを想定しておりますので、その後、給食調理場の新設工事に着手するとともに、給食の配せん等に使用するエレベーター等の新設工事にも、着手をしてまいりたいというふうに考えております。

最終的には、平成23年度の3月中旬ごろの完成を予定しております。

○柴田繁勝委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、私のほうから、小学校のエアコン設置についての工事の具体的内容ということで、御答弁させていただきます。

大まかなスケジュールにつきましては、先ほどの答弁で申し上げましたが、予定といたしまして、6月議会の議決後に工事を着手して、11月の下旬までには竣工させるということでございます。具体的な内容ということでございますが、おおむね夏休みの間に、教室に室内機の設置ということになるかと思っております。

また、細かな詳細につきましては、業者の選定後、各学校と協議しながら、進めていきたいとは考えておりますけれども、おおむね室内機から設置をし、また、並行して、足場を組み、その冷媒管の配管工事、それは室外機を屋上に置きますことから、屋上から冷媒管を通すということになるかと思っております。

それに、受変電設備キュービクルからの動力等の電気の配管等もございまして、その分も屋上まで引き上げる工事が必要となってまいります。ですので、おおむね夏休みだけでは、とても間に合いません。設置する箇所が、多い学校で約25教室程度のところもございまして、おおむね室内の工事につきましては、夏

休みを重点的に行いまして、2学期からの授業の影響のないように進めてまいり、その後、土・日曜日を使いまして、授業に影響がないようにできるだけ進めていきたいと思っております。

なお、屋上等での工事につきましては、授業に影響がない範囲で進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、11月下旬をめどに、工事を進めてまいって完了しましたら、冬場の暖房から稼働させていただくということで、今現在使っておりますストーブ等につきましても、これはもうエアコンの暖房を使用していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○柴田繁勝委員長 上参事。

○上生涯学習スポーツ課参事 公民館費の修繕料1,260万円につきまして、御説明いたします。

内容につきましては、新鳥飼公民館屋上に設置してあります高圧受電設備の更新でございます。昭和56年のオープンから設置しており、29年経過し、経年劣化が進み、キュービクル内の各電気機器も傷んできているため、公民館の電気の安定供給を図るために、更新をお願いするものでございます。

あわせて、委託料で、設計委託料92万7,000円を計上いたしております。

○柴田繁勝委員長 南野委員。

○南野直司委員 まず、1点目の青少年運動広場の使用料で御答弁いただきまして、今回、条例改正でお出しいただいておりますように、1年間通して、これは午前8時から午後9時という使用でありまして、ナイター設備も使われるかなと思うんですけども、他市の何人かの方が

ら、摂津市の青少年広場のナイター設備は高いんじゃないかということで、何度か言われまして、市内に住んでおりましたら、減免等々が団体で使えるんですけども、ちょっと茨木だけですけども、調べてみましたら、2,900円というのはなくて、2,500円以内でした。

ルクスとか、ワット数とかでやっぱり値段が違ってくるのかなと思うんですけども、その辺もまたもし御検討いただけるのであれば、検討いただくように、これは要望としておきますので、よろしくお願ひします。

それから、二つ目の温水プール使用料について、内容について、御答弁いただきました。かなりの子どもたちも利用しているということで、1万3,000人、それから、教室のほうは4万人が、使用しているということで、御答弁いただきました。

今、プールと違いますけれども、体育施設で市民体育館もなくなって、それから、味舌体育館もなくなるという、ちょっとネガティブな中、ホットなことはないかなと、私ちょっと考えておまして、プールの使用料については、六つの内容の減免があるわけなんですけれども、もし可能であれば、これはせめて小学生だけでも、これは2年生以下は無料ですよ、3年生から有料になるんですけども、あれを発行してもらおうですよ。小学生という証明。それを持っていたら、半額なんですよ。それを忘れたら、そのまま220円かかってくるということがあるんですけども、小学生だけでも、これは無料にしてあげてくれないかなと、多くの保護者の方から、これは御要望があります。

実際、あそこは時間制になっておまして、1分でも超えてしまったら、追加

料金になるわけで、そういったこともありまして、もし可能であれば、そういうことも視野に入れていただいて、今後の検討課題として上げていただきますように、よろしくお願ひいたします。これも要望としておきます。

それから、三つ目の教育相談事業について、その中身について御答弁いただきまして、ホームページを見ておりましたら、先ほどから出ております、学生ボランティアによる、さわやかフレンド派遣事業ということで、フレッシュな学生ボランティアが、学校に登校できない小・中学生に対して、話し相手になったり、遊び相手となり、自立への支援を行うということでもあります。これは、本当にすばらしい取り組みだと思っております。

これをみてまして、余り年の離れていない、学生ですからお兄さん、お姉さんという状態で、友達になってという観点でされているのかなと思うんですけども、今何名ぐらいがこれに派遣として入られているのか、何名ぐらい募集されて、どのようなことで現場でされているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

それから、スクールガード・リーダーの配置事業について、御答弁いただきまして、警察官のOBの方が週3回、各小学校を回っておられて、危険箇所を見ておられるということで、私も朝とか、交差点に立たせていただいて、何度かお会いさせていただいたりするんです。校長先生とは、いろいろやりとりされておまして、不審者の車等々、あると思うんです。

ちょっと思ひますのは、子どもたちの見守り隊とか、下校時とか、朝の旗持ち当番とか、安全対策を進める上で、やっぱりPTAが主体となってやっているとこが結構、摂津小学校はそうなんです

けれども、いろいろ子どもたちの安全対策を進めていこうかという話をしている中に、もしそのような警察官のOBのスクールガード・リーダーに入っていて、何かアドバイスでもいただいたら、また、違った観点から子どもたちの安全対策に反映できるかなと思ひまして、そういう観点で、もし可能であれば、そういったことも視野に入れて、今後検討課題にさせていただければ、ありがたいと思います。これは要望としておきます。

次に、学校教育相談員配置事業についてでございますが、2名の方で各学校を回られて、6年以内の先生の相談に乗ったり、バックアップしていくということで、御答弁ありまして、大事な取り組みだと思ひます。また、継続して、実施していただくように、これは要望としておきます。

それから、次の使える英語プロジェクト事業についても、一つの中学校区でされて、それからその結果をみて、できたら全中学校区にということであったと認識いたします。

本当に、英語というのは大事な部分でありますので、この結果をみてからとは思ひますけれども、全中学校区、小学校、中学校に入っただけのように、これは施策の充実を更に図っていただくように、よろしくお願ひいたします。これも要望としておきます。

それから、次の就学前教育推進事業について、御答弁いただきました。第9回の就学前教育推進検討委員会のまとめということで、私も見させていただきまして、物すごく大事なことで、すごい取り組みをされているなど、本当に私自身思ひまして、いろいろ読んでいられる中であらうと思ひます、つながりというキーワードがそこの中に入っているような気がい

たしました。

就学前教育の充実と、また小中一貫教育の推進を更に進めていただきまして、小中一貫、また幼保も合わせてですけれども、9年間合わせて、就学前プラスですけれども、更に推進を図っていただくように、これも要望としておきます。

次の文化財保存継承事業について御答弁いただきまして、そのようにあらゆる機会を通して、そういった埋蔵文化財であったり、それから、土器であったり、多くの方に見ていただくということで、御答弁いただきました。

いろいろ課題もたくさんあると思ひますけれども、また今後そういった形で多くの皆さんに、特に子どもたちに見ていただくような施策の充実をお願いしておきます。これも要望としておきます。

それから、摂津市民図書館等協議会事業の中身について、御答弁いただきまして、この際お聞きしたいんですけれども、これは第2次摂津市子ども読書活動推進計画が、平成22年6月に策定されまして、その中の市民図書館等における読書活動の充実と課題としまして、17項目の施策の内容がこの第2次摂津市子ども読書活動推進計画に掲載されております。

これは、本当に図書館というのは、読書活動の中心的な位置づけにあると認識いたしますし、もちろん子どもたちは、学校であったり、家庭であったり、読書に一生懸命取り組んでいるんですけれども、更に今回4月から指定管理者制度ということで、図書館になりますので、子どもたちも気軽に利用できる図書館にならないとあかんと、本当に認識しているところなんですけれども、ここでお聞きしたいんですけれども、この第2次摂津市子ども読書活動推進計画に、これは、平成22年6月から27年3月までの、

おおむね5年の取り組みということになっていきますけれども、年次ごとに目標等々設定されておられると思うんですけれども、今の結果などをお聞かせいただければありがたいなと思います。

次に、エアコンの設置につきまして、工事の内容についてお聞かせいただいたんですけれども、エアコンが設置されるということは、今あるストーブ等が、今度はなくなってくるのかなと思うんですけれども、ランニングコストは、灯油が少なくなって電気代が今後かかってくるわけですけれども、どれぐらいと読んでおられるのか、お聞かせいただきたいなと思います。

次に、給食調理場の改修工事について御答弁いただきました。今、味舌体育館を撤去されてという形になるんですけれども、ちょっと心配なのは、アスベスト等々の心配なんかないのかなと思うんです。その辺、もしお聞かせいただけたらと思います。

それから、公民館費の修繕料ということで御答弁いただきました。新鳥飼公民館の改修工事ということで、御答弁いただきました。公民館におきましては、私ずっと言っておりますように、バリアフリーを更にちょっとずつでございますけれども、ぜひ地域の皆さんが使う拠点になっていきますので、バリアフリーにまだまだなっていないところもありますし、推進していただけるように、これ要望としておきます。よろしくお願いします。

それから、図書館管理費の修繕料で御答弁いただきました。先ほど、住民生活に光をそそぐ交付金ということで、御答弁いただいたんですけれども、この際お聞きさせていただきたいんですけれども、もう一つ、きめ細やかな交付金というのがありまして、今まで安全・安心な学校

づくり交付金、これは耐震等に主に使うのかなと思っていたら、校内LANの工事とかに使われてたり、用途がもう一つよくわかってないんですけれども、その辺、もしこの交付金はどんな用途に使って、どんなんと、もし答えていただけるのであれば、よろしくお願いします。

2回目は、以上です。

○柴田繁勝委員長 それでは、以登田参事。

○以登田教育総務部参事 それでは、適応指導教室での学生ボランティアのさわやかフレンドにつきまして、お話をさせていただきます。

現在、学生の登録ですけれども、20名の登録をしております。そのうち3名が大学院の心理学の実習生というような形で来ております。

そして、登校支援だとか、引きこもりの対応で、6名が家庭派遣に行っております。そして、学校派遣として、学校へは来るけれども、教室に入りにくいような子どものケアのような形で、4名がそこに張りついております。

そして、適応指導教室のバルで1日につき2人ぐらいで5日間、10人ということで、20名でしておりますけれども、どれぐらいの人数がいたらいいかということなんですけれども、実際、活動できるのは、今のような数でいいんですけれども、実は学生もその都合のいい曜日がございまして、こちらも来てほしい曜日がありますので、必ず一致しないんですね。ですから、実稼働は20名ぐらいでいいんですけれども、実際に登録をいただくのは25名から30名ぐらいの登録数がいただけたら、お互いに来やすい曜日をお願いしますという形にはなるかなというふうに思っていますが、今のところ20名の登録の中で、割り振りなが

らこの曜日にお願いしますというふうな、いけるかなというふうな相談もしながら、進めておるというところでございます。

○柴田繁勝委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、私のほうからエアコン設置とアスベスト、それと、安全・安心な学校づくり交付金の御質問に、御答弁させていただきます。

まず、ランニングコストということでございますけれども、我々関西電力からの資料もいただきながら試算をしてまいりました。もともと、小学校では、夏場の空調というものがございませんでしたので、当然にして電気代が増加するというところでございます。

一応、試算いたしましたのは、夏場の6月、7月、そして9月の3か月間と、冬場の11月、12月、1月、2月の4か月間を、他の教室でも授業等もございしますので、特別教室等もございしますので、その分1日当たり約5時間程度稼働させたということで、試算をしております。

その結果、全10校合わせまして、電気代として約1,360万円の電気代がかかるということでございます。大体1教室当たり、年額にいたしますと、約6万5,000円という試算でございます。

冬場のストーブに使ってございました灯油代でございますけれども、この灯油に関しましては、燃料費として約70万円の減ということで試算をしております。

また、今まで教職員の方々が、灯油をポリタンクに入れて、各教室に階段を上って運んでいただきました。それも、大変御苦勞があったと思っておりますけれども、その負担の軽減にもつながるかなというふうに思っております。

続きまして、アスベストでございます。アスベストの件につきましては、平成17年に当時取り上げられまして、摂津市

におきましても、文部科学省からの通達によりまして、市内公共施設、教育施設等々検査をしております。

建築住宅課のほうで、市全体の公共施設を取りまとめていただきまして、まず最初に図面からアスベストが使用されているかどうかということでの調査をすべて行っていただいております。

その結果、現味舌体育館につきましては、アスベストの使用はないという結果が出ておりますので、報告させていただきます。

続きまして、安全・安心な学校づくり交付金ということで、中身のメニューということでございますけれども、これは、もともと各補助金、義務教育施設等整備費補助金ということで、分かれておりました。それが、一元化されまして、安全・安心な学校づくり交付金というものに統括されて、毎年施設整備計画というものを提出して、ある一定程度の流用がその施設計画の中で示されておりましたら、ある程度、流用が利くというような交付金ということで、説明を受けてまいりました。ですので、中には、メニューといたしまして、耐震工事をはじめまして、校内LAN、またバリアフリーの障害者対策、また、学習環境改善ということでの今回のエアコン設置、そしてまた、トイレの改修等、大規模改修、それと今回も摂津小学校で行います給食調理場というものがすべて、安全・安心な学校づくり交付金ということで、統括されたということでございます。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 市民図書館にかかわります、第2次摂津市子ども読書活動推進計画についての御説明を申し上げます。

この計画期間としましては、南野委員

も言われましたように、平成27年3月までの5年間としております。

この計画の目指すものとしましては、子どもが本に興味関心を持ち、本と仲よくなり、もっと読みたい、習慣化してずっと読んでいるといった子どもが、1人でも多く育つようにするために、学校・家庭・地域において、本に親しむことのできる環境づくりが必要ということを目標としております。

計画の目標としましては、4点大きな項目がございます。

1点目としましては、家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進を図ります。2点目、子どもの読書活動の啓発、広報活動の推進を図っていくと。3点目、子どもの読書活動にかかわる人材の育成、活動支援。4点目、子どもの読書活動推進のための関係機関等の連携を図っていくと。

あとは、主要施策としまして、それぞれ庁内で5課のもとで、この協議を重ねまして、このような計画ができたわけがございますから、今後もこの5課の庁内連絡会議等を持ちまして、検証、目標の進捗状況の管理をしていきたいと、このように考えております。

○柴田繁勝委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 御質問の、きめ細かな交付金、それから、住民生活に光をそそぐ交付金ということで、所管としては、総務常任委員会になろうかと思っておりますけれども、私どもが把握しておる範囲で御説明させていただきます。

これは、どちらも地域活性化交付金ということで、平成22年10月8日、閣議決定されまして、円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策ということで、二つ交付金がつくられております。平成22年12月17日に決定いたしております。

まして、きめ細かな交付金につきましては、地域の活性化ニーズに応じて、きめ細かな事業をするということですが、簡単には申しませんが、この交付金を使って、地域の景気対策ということであろうかと思っております。

それから、住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、用途を申しまして、これは、概要でございますけれども、今まで光が十分に当てられてこなかった分野、例えば、地方消費税行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりに対する地方の取り組みを支援するというところで、交付金設定がされております。

それで、この図書館に充てておりますものは、この住民生活に光をそそぐということで、この知の地域づくりということで、図書館というのはそういう施設であるということで、今回の修繕費に充てさせていただいたということでございます。

該当するものについては、この閣議決定されました平成22年10月8日以降に、補正計上されたものが該当するということでございますので、今回上げさせていただいたところでございます。

○柴田繁勝委員長 南野委員。

○南野直司委員 三つの交付金に関しまして、丁寧に御答弁いただきまして、私も勉強しておきますので、ありがとうございました。

教育相談事業について御答弁いただきまして、今20名ということでありました。本当にこれは私自身もすばらしい取り組みだと思いますし、学生たちが家庭訪問されてという、すばらしい取り組みだと思います。更に、充実していただけますように、よろしく願います。

新年度からまた新たな名称で、スター

トということで、関係機関とまたネットワークをとっていただいて、更に子どもたちの支援をよろしく願います。要望としておきます。

それから、第2次摂津市子ども読書活動推進計画について御答弁いただきました。この推進計画も大事ですし、子どもたちを含めたあらゆる方が、本に親しむことができる環境の整備を図書館としては図っていただくように、よろしく願います。要望としておきます。

クーラーの設置についてのランニングコストと、それからアスベストの問題について御答弁いただきました。これは、給食調理場のほうの味舌体育館はアスベストは使ってないと、大丈夫ですということで、それから、クーラーのほうは、1,360万円、電気代が今後はかかってくると。でも、先生が3階に灯油を持っていなくてもいいということでありますけれども、わかりました。

今後、学校施設の改善については、耐震の問題やささまざまな課題がありますが、子どもたちが快適にまた安全・安心して、学校生活を送れるようによろしく願います。これも要望としておきます。

以上で、終わります。

○柴田繁勝委員長 暫時休憩をいたします。

(午後4時37分 休憩)

(午後4時38分 再開)

○柴田繁勝委員長 それでは、再開いたします。

本日の質疑、この程度でとどめおきまして、16日にまた残っておられる皆さんの質疑を受け、その後、条例に入っていきたいと思えます。

本日は、これで散会をいたします。

(午後4時39分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 柴田 繁 勝

文教常任委員 安藤 薫